



たつの市住生活基本計画



たつの市

令和5年改定版
平成25年3月策定

目 次

1章 たつの市住生活基本計画の改定について

1 計画改定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

2章 住生活の現状及び課題

1 住生活の現状	
(1) 人口の状況	2
(2) 世帯の状況	6
(3) 住宅ストックの状況	10
(4) 災害リスクの状況	20
2 住生活の現状及び課題	21

3章 目標及び基本方針

1 目標	23
2 基本方針	23

4章 施策

基本方針1 人口増加を目指した良好な住宅・住環境づくり	25
基本方針2 高齢者が安全に暮らせる住宅・住環境づくり	27
基本方針3 子育て世帯が楽しく暮らせる住宅・住環境づくり	28
基本方針4 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境づくり	29
基本方針5 いつまでも住み続けられる良質な住宅・住環境づくり	31
基本方針6 みんなを守る、安全で安心な住宅・住環境づくり	35
基本方針7 日常的な暮らしをみんなで支えるコミュニティづくり	38
成果指標	40

5章 計画の実現に向けて

1 役割	41
2 計画の推進	42

参考資料	43
------	----

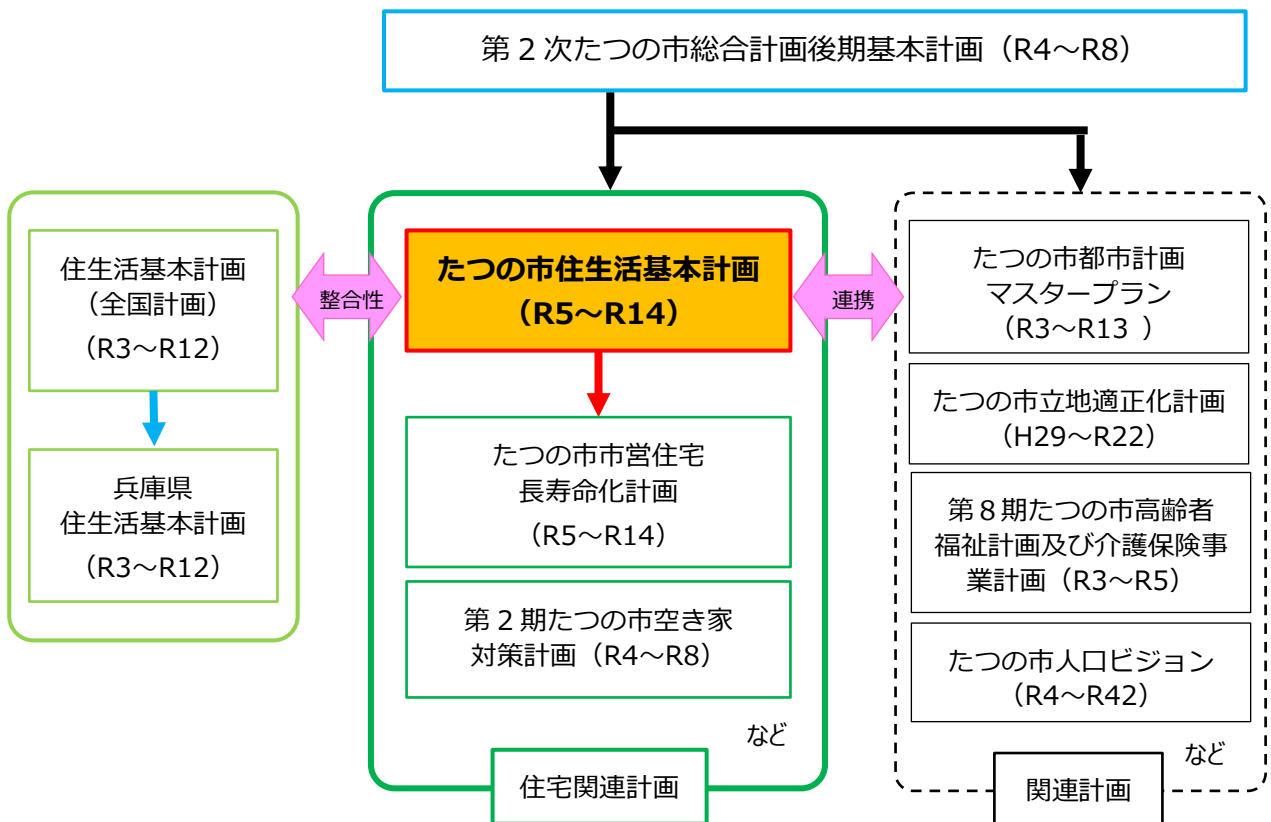
1章 たつの市住生活基本計画の改定について

1 計画改定の目的

本市では、平成24年度に「たつの市住宅マスタープラン」を策定し、国の住生活基本計画に基づき住生活の安定の確保及び向上の促進を図ってきました。この度、計画期間が満了するため、国の住生活基本計画（全国計画）及び兵庫県住生活基本計画を踏まえ、本市における住環境の整備及び住宅政策の基本方針を示すため「たつの市住生活基本計画」（以下、「本計画」という。）として改定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づき国が策定した住生活基本計画（全国計画）及び兵庫県住生活基本計画に則し策定する本市における住宅政策の基本計画です。さらに、本市の最上位計画である第2次たつの市総合計画後期基本計画を踏まえ、たつの市都市計画マスタープラン、第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画をはじめとする、関連するたつの市の各種計画との整合を図り、本市の住宅特性等を考慮した上で策定するものです。



3 計画の期間

計画期間は、目標年次を令和14年度とした今後10年間とし、計画内容は、社会経済情勢等の変化に対応するため、おおむね5年ごとに見直しを行うこととします。

計画期間	令和5年度～令和14年度の10年間
------	-------------------

2章 住生活の現状及び課題

1 住生活の現状

(1) 人口の状況

① 人口の推移

本市の人口は、平成7年に83,431人まで増加したのをピークに、その後減少し続けており、令和2年には74,316人まで減少（約9,000人減少）しています。

地域別の人口推移については、平成22年に龍野地域の人口が増加に転じていましたが、それ以降、すべての地域で減少傾向となっています。

新宮地域については、令和4年4月1日に過疎地域に指定されたことから、「たつの市過疎地域持続的発展計画」を策定し、人口減少対策及び地域活性化等の施策を推進し、持続的発展に取り組んでいます。

■地域別人口・世帯数の推移

(人、世帯)

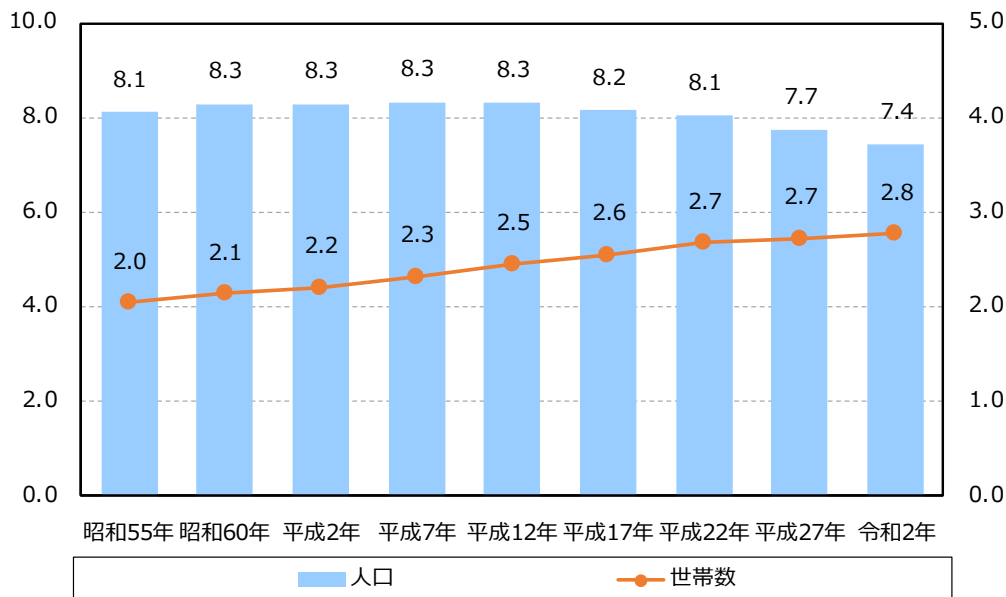
	総世帯数	人口			地域別人口							
		総数	男	女	龍野地域		新宮地域		揖保川地域		御津地域	
					世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
平成7年	23,255	83,431	40,031	43,400	11,780	40,607	4,487	17,519	3,503	12,825	3,485	12,480
平成12年	24,588	83,207	39,920	43,287	12,457	40,550	4,686	17,363	3,840	13,107	3,605	12,187
平成17年	25,559	81,561	39,201	42,360	13,042	40,150	4,771	16,743	3,972	12,884	3,774	11,784
平成22年	26,803	80,518	38,727	41,791	13,874	40,359	4,908	16,216	4,215	12,657	3,806	11,286
平成27年	27,297	77,419	37,260	40,159	14,287	39,661	4,843	14,720	4,409	12,379	3,758	10,659
令和2年	27,757	74,316	35,918	38,398	14,810	39,048	4,802	13,554	4,396	11,774	3,749	9,940

資料：国勢調査

■人口及び世帯数の推移

(万人)

(万世帯)



資料：国勢調査

② 人口動態

近年の自然動態の傾向は、常に死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。また、社会動態については転出が転入より多く、人口減少が続いています。

■ 人口動態の推移

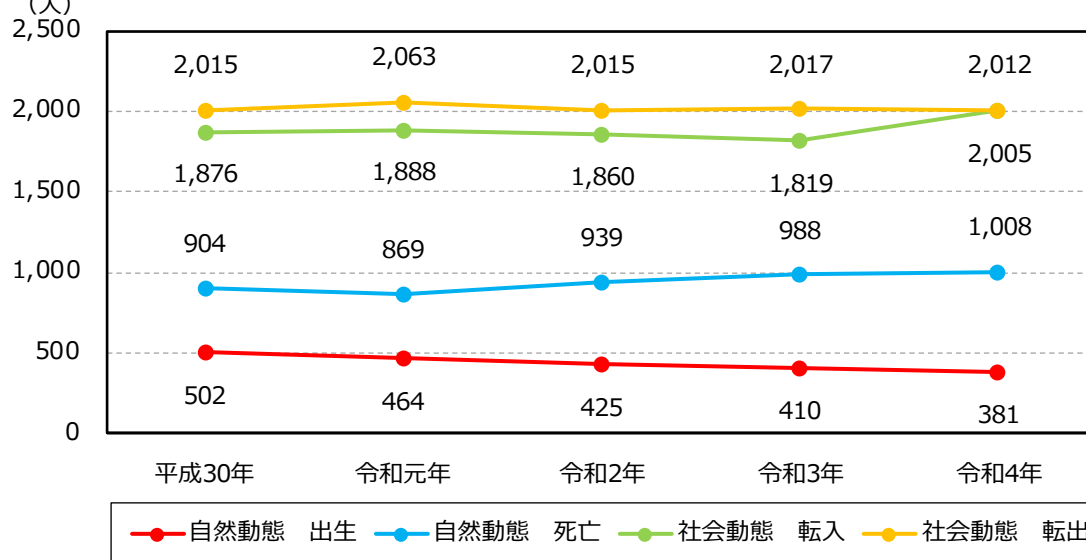
(人)

	自然動態			社会動態					人口増減 合計	人口総数
	出生	死亡	増減	転入	その他増	転出	その他減	増減		
平成30年	502	904	▲ 402	1,876	9	2,015	58	▲ 188	▲ 590	76,909
令和元年	464	869	▲ 405	1,888	10	2,063	63	▲ 228	▲ 633	76,276
令和2年	425	939	▲ 514	1,860	16	2,015	69	▲ 208	▲ 722	75,554
令和3年	410	988	▲ 578	1,819	12	2,017	40	▲ 226	▲ 804	74,750
令和4年	381	1,008	▲ 627	2,005	2	2,012	37	▲ 42	▲ 669	74,081

資料：住民基本台帳人口（人口総数は次年の1月1日現在）

■ 人口動態の推移

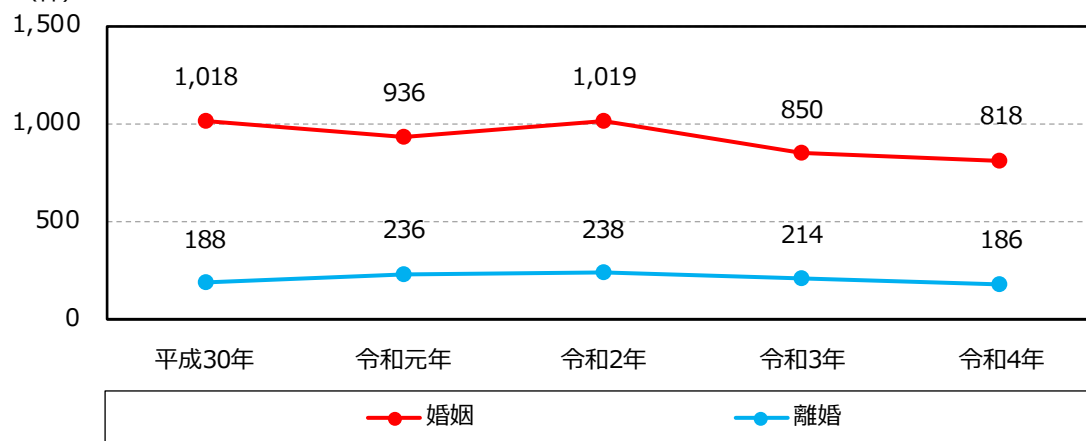
(人)



資料：住民基本台帳人口

■ 婚姻・離婚の状況

(件)



資料：住民基本台帳人口

③ 年齢3区分別人口及び人口割合の推移

年齢3区分別の人口推移をみると、14歳以下の年少人口は減少し、65歳以上の老年人口が増加するという少子高齢化傾向が顕著となっていますが、令和7年から老年人口は減少傾向になると推計されています。また、平成12年以降は15～64歳の生産年齢人口も減少傾向が続いています。

令和2年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の比率）は、10年前の平成22年の23.9%と比較して7.8ポイント上昇しています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した人口推計結果によると、本市の総人口は、令和27年には52,818人と、令和2年数値から21,498人（28.9%）減少すると推計されています。

高齢化率は、令和27年には40.3%となり、高齢化がさらに進むと推計されています。

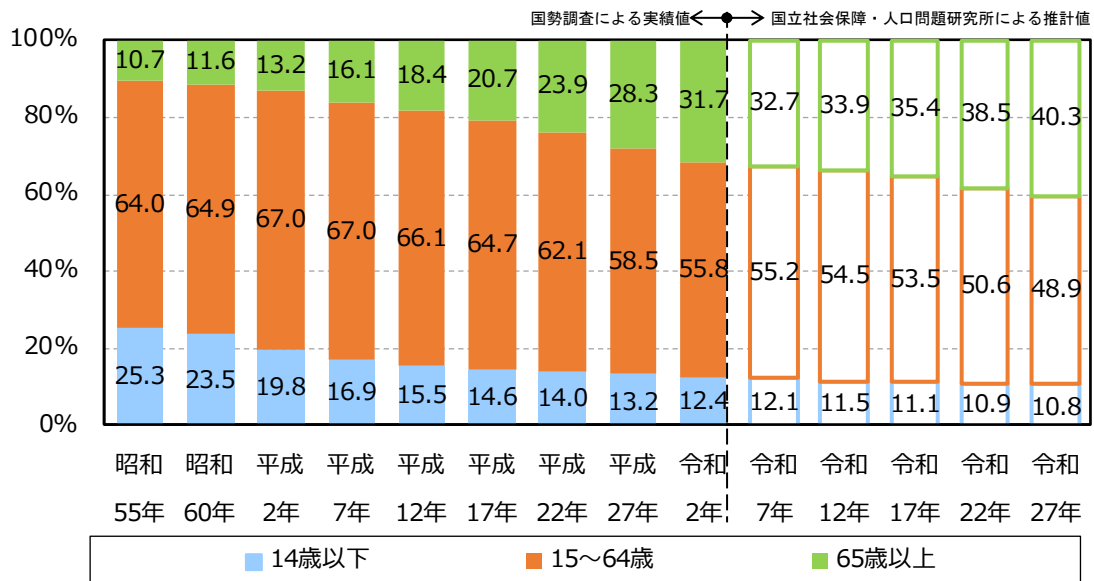
■ 年齢3区分別人口の推移

(人)

	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
14歳以下	20,511	19,494	16,441	14,105	12,934	11,840	11,253	10,188	8,995
15～64歳	51,968	53,845	55,601	55,876	54,971	52,606	49,966	45,127	40,382
65歳以上	8,685	9,590	11,003	13,442	15,302	16,823	19,223	21,867	22,963
総数	81,167	82,934	83,045	83,431	83,207	81,561	80,518	77,419	74,316

	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
14歳以下	8,460	7,588	6,802	6,225	5,693
15～64歳	38,624	35,937	32,941	28,916	25,841
65歳以上	22,914	22,368	21,805	21,963	21,284
総数	69,998	65,894	61,548	57,104	52,818

■ 年齢3区分別人口割合の推移



(注) 年齢不詳を除く

(注) 統計表の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

資料：令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口平成30（2018）年推計」による推計値

④ 昼夜間人口の動向

平成17年以降、流入人口が増加し、流出入口が減少している状況が続いています。

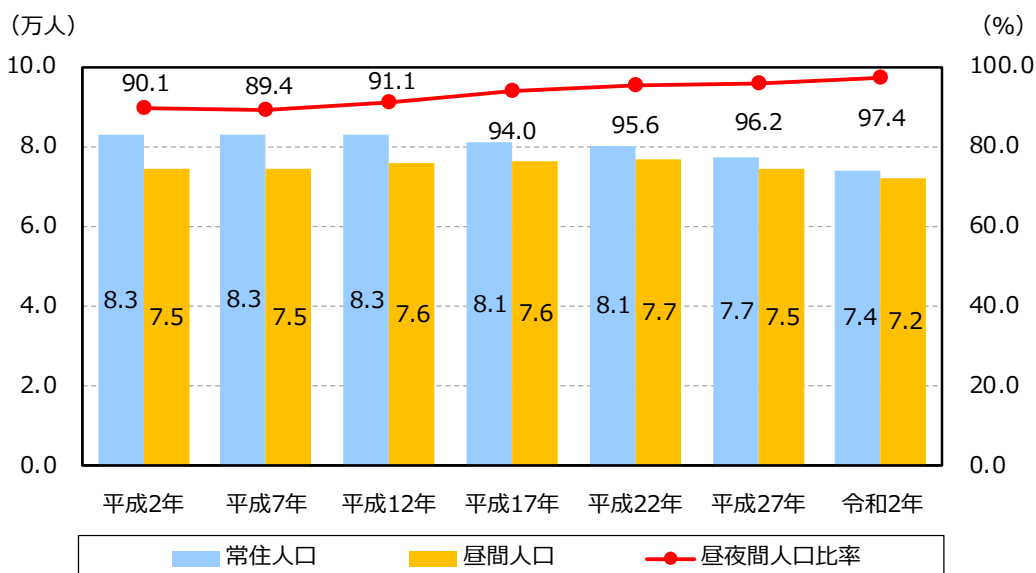
平成7年以降、人口減少・少子高齢化に伴い、常住人口・流出入口が減少傾向にある一方で、市内事業所の従業者数が概ね横ばいであることなどから、昼夜間人口比率[※]は、平成7年以降増加し続けています。令和2年には昼夜間人口比率が97.4%となっているものの、依然ベッドタウン的性格が強いことが伺えます。

■ 昼夜間人口比率の推移 (人)

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
常住人口	83,045	83,423	83,207	81,269	80,518	77,419	74,316
昼間人口	74,788	74,587	75,831	76,403	76,947	74,509	72,387
流入人口	14,206	15,891	17,290	14,517	14,934	15,387	15,669
流出入口	22,463	24,727	24,666	19,383	18,505	18,297	17,598
昼夜間人口比率	90.1%	89.4%	91.1%	94.0%	95.6%	96.2%	97.4%

資料：国勢調査

■ 昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

【参考】

■ 工業の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	令和2年
事業所数	503	461	370	344	301
従業者数 (人)	10,632	11,234	10,997	10,970	10,625

資料：工業統計調査

■ 商業の推移

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年	平成28年
商店数	1,117	1,166	1,046	1,027	958	694	728
従業者数 (人)	5,482	6,054	5,917	5,775	5,615	4,848	4,909

資料：商業統計調査、経済センサス

※ 昼夜間人口比率とは…常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

世帯数は、世帯分離・核家族化の進展等により増加し続けており、昭和55年に20,465世帯であった世帯数は、令和2年には27,757世帯まで増加（約7,000世帯増加）しています。

平均世帯人員は令和2年で2.68人となっており、世帯の小規模化は今後も続くことが予測されます。

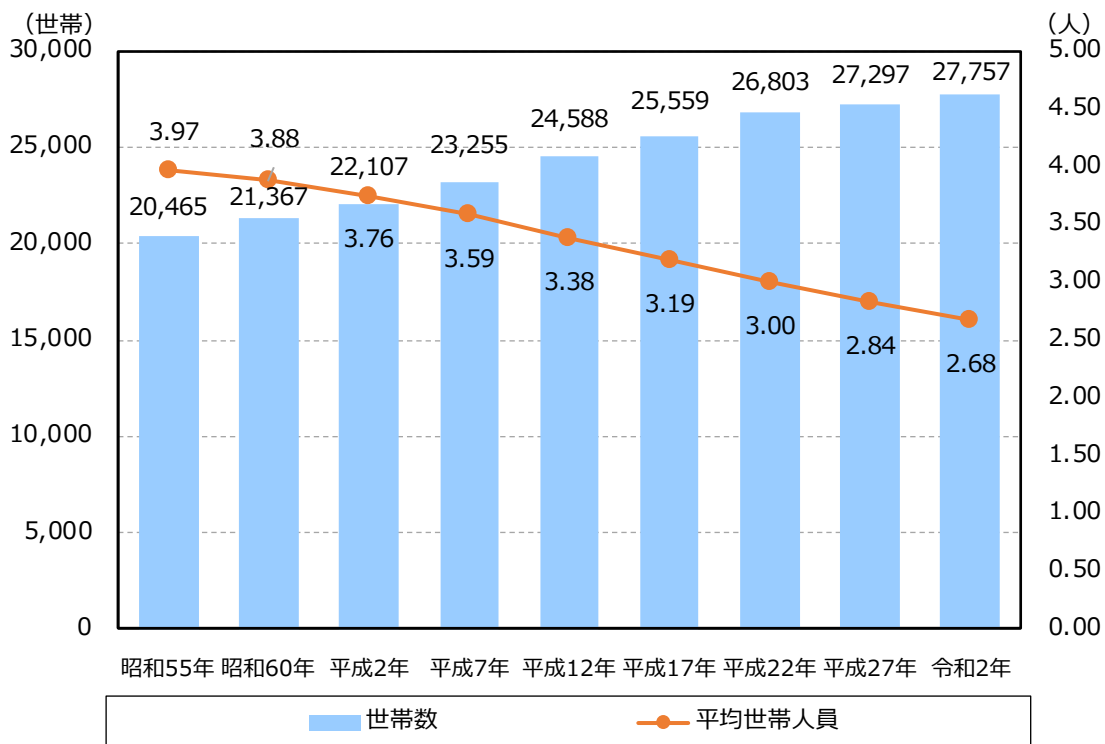
■ 人口及び世帯数の推移

(人、世帯)

	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
人口	81,167	82,934	83,045	83,431	83,207	81,561	80,518	77,419	74,316
世帯数	20,465	21,367	22,107	23,255	24,588	25,559	26,803	27,297	27,757
平均世帯人員	3.97	3.88	3.76	3.59	3.38	3.19	3.00	2.84	2.68

資料：国勢調査

■ 世帯数及び平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

② 家族類型

令和2年の国勢調査によると、親族のみの世帯が全体の73.8%を占め、県平均の62.7%を大きく上回っています。

親族のみの世帯のうち、核家族世帯は61.1%を占め、平成22年及び平成27年とほぼ同じ割合で推移しています。

近年、単独世帯は平成22年の18.3%から24.4%まで増加していますが、県平均の35.9%に比べるとまだ低い状況にあります。

なお、3世代世帯は平成22年の14.1%から8.6%まで減少していますが、県平均の3.3%を大きく上回っています。

■ 世帯の家族類型別世帯数

(世帯)

	たつの市			兵庫県
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
一般世帯総数	26,747 (100.0%)	27,225 (100.0%)	27,655 (100.0%)	2,399,358 (100.0%)
親族のみの世帯	21,710 (81.2%)	21,314 (78.3%)	20,396 (73.8%)	1,504,033 (62.7%)
核家族世帯	16,615 (62.1%)	17,120 (62.9%)	16,889 (61.1%)	1,371,842 (57.2%)
夫婦のみ	5,687 (21.3%)	5,983 (22.0%)	6,191 (22.4%)	510,055 (21.3%)
夫婦と子供	8,502 (31.8%)	8,474 (31.1%)	8,003 (28.9%)	639,014 (26.6%)
ひとり親と子供	2,426 (9.1%)	2,663 (9.8%)	2,695 (9.7%)	222,773 (9.3%)
核家族以外の世帯	5,095 (19.0%)	4,194 (15.4%)	3,507 (12.7%)	132,191 (5.5%)
非親族を含む世帯	107 (0.4%)	125 (0.5%)	166 (0.6%)	18,888 (0.8%)
単独世帯	4,906 (18.3%)	5,753 (21.1%)	6,751 (24.4%)	862,511 (35.9%)
総数のうち3世代世帯	3,783 (14.1%)	3,018 (11.1%)	2,375 (8.6%)	78,607 (3.3%)

(注) 一般世帯総数には家族類型「不詳」を含む

(注) 統計表の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

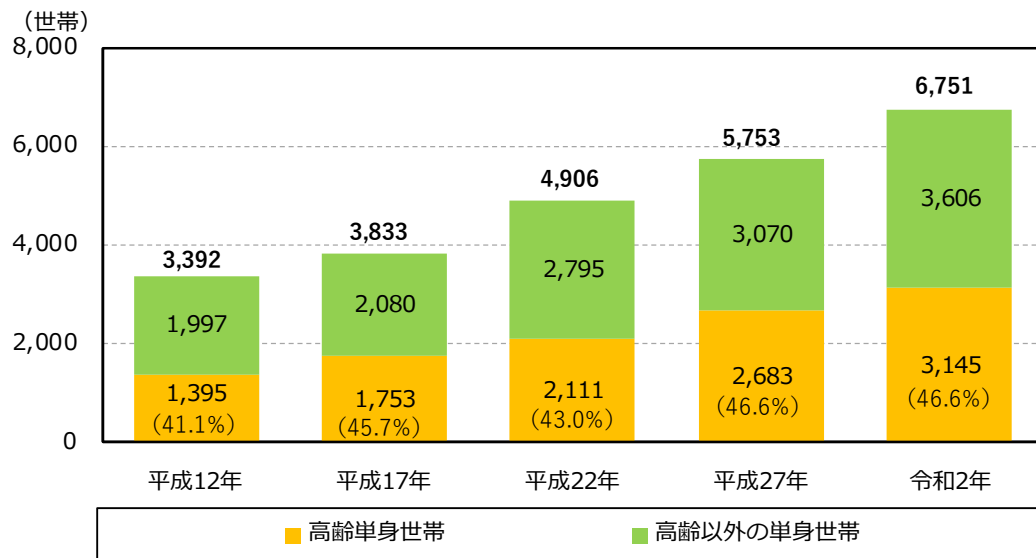
資料：国勢調査

③ 高齢世帯

高齢世帯の状況を見ると、平成22年から令和2年までの10年間で、高齢単身世帯※は1,034世帯の増加、高齢夫婦世帯※は1,003世帯の増加となっており、ともに増加傾向であることが伺えます。また、単身世帯のうち46.6%と約半数は65歳以上の高齢単身世帯となっています。

高齢夫婦世帯については、夫婦世帯の中に占める高齢夫婦世帯の割合が年々高くなっています。

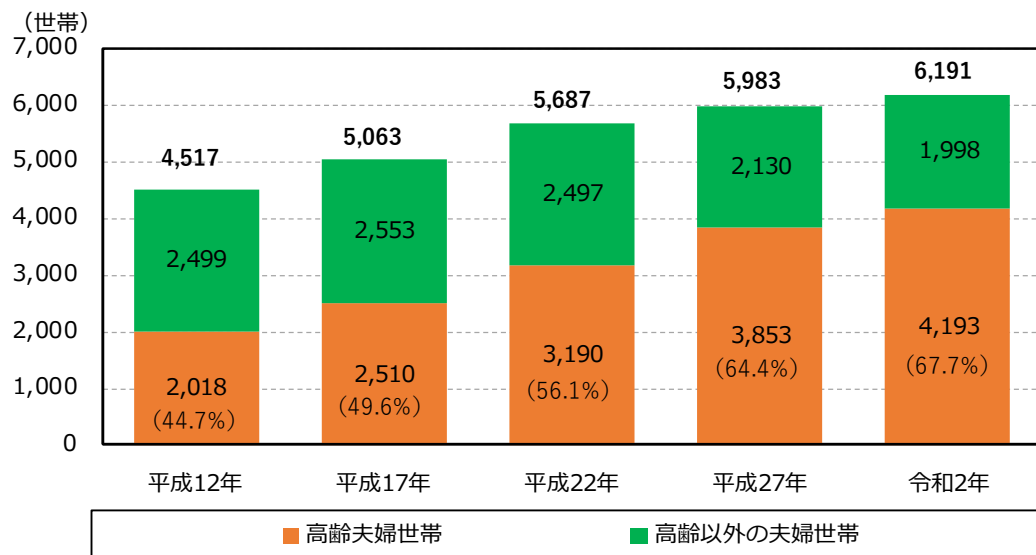
■ 高齢単身世帯の状況



(注) () 内の数字は単身世帯に占める高齢単身世帯の割合を示す

資料：国勢調査

■ 高齢夫婦世帯の状況



(注) () 内の数字は夫婦のみ世帯に占める高齢夫婦世帯の割合を示す

資料：国勢調査

※ 高齢単身世帯：65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

※ 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

④ 児童のいる世帯

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯ともに減少傾向にあります。

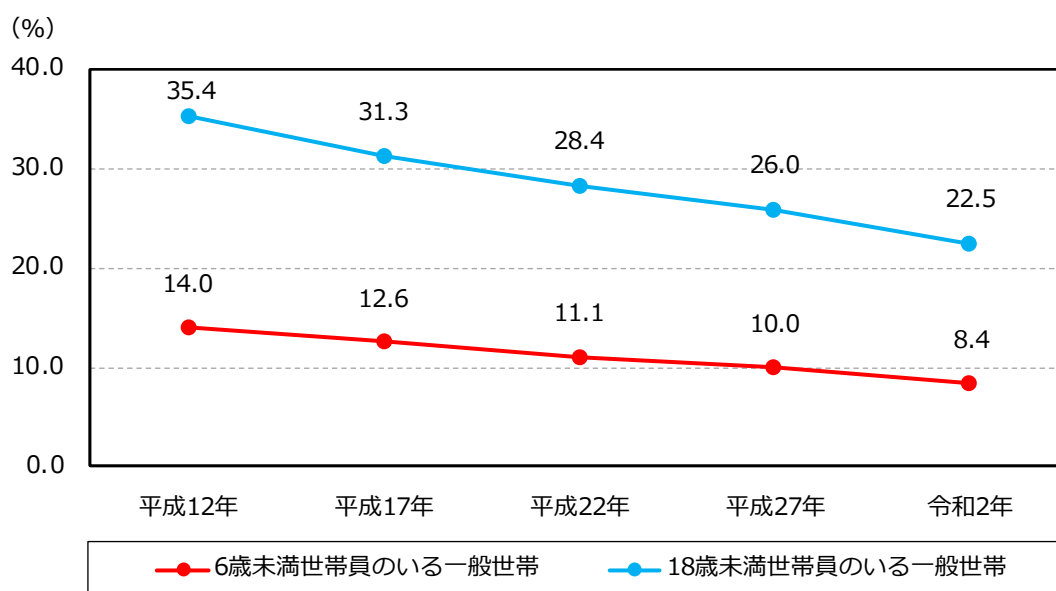
一般世帯に占める6歳未満世帯員のいる一般世帯及び18歳未満世帯員のいる一般世帯の割合を見ても、その割合は低下しています。

■ 6歳未満、18歳未満世帯員のいる一般世帯割合の推移 (世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満世帯員のいる一般世帯	3,434	3,177	2,963	2,713	2,322
18歳未満世帯員のいる一般世帯	8,684	7,916	7,595	7,075	6,230
一般世帯数	24,548	25,310	26,747	27,225	27,655

資料：国勢調査

■ 6歳未満、18歳未満世帯員のいる一般世帯割合の推移 (%)



資料：国勢調査

(3) 住宅ストックの状況

① 住宅の所有関係別世帯数

令和2年における持ち家率は80.6%を占め、公営借家率3.0%、民営借家率14.5%となっています。

平成22年からの推移をみると、公営借家率がやや減少し、民営借家率が増加しています。

令和2年の県全体と比較すると、持ち家率は非常に高く、一方で民営借家率・公営（UR・公社）借家率が非常に低くなっています。

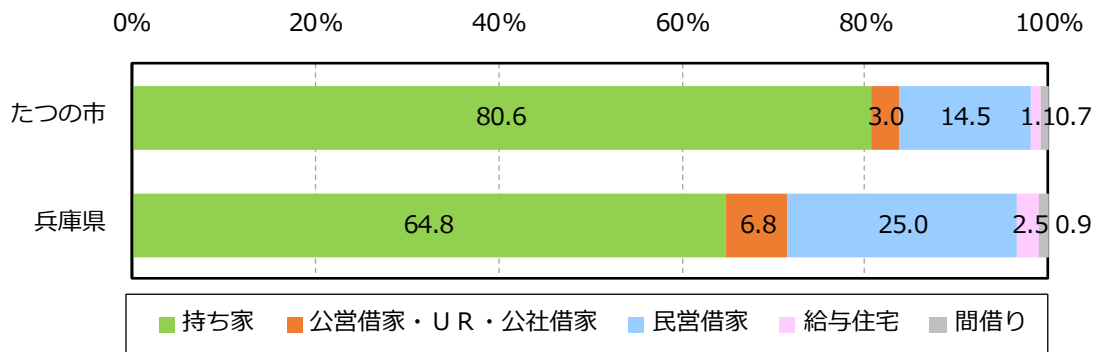
■所有関係別世帯数の推移

(世帯)

	たつの市			兵庫県
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
住宅に住む一般世帯	26,494 (100.0%)	26,997 (100.0%)	27,449 (100.0%)	2,356,218 (100.0%)
主世帯	26,317 (99.3%)	26,861 (99.5%)	27,246 (99.3%)	2,334,916 (99.1%)
持ち家	21,412 (80.8%)	21,795 (80.7%)	22,132 (80.6%)	1,527,472 (64.8%)
公営借家・UR・公社借家	931 (3.5%)	854 (3.2%)	834 (3.0%)	160,004 (6.8%)
民営借家	3,619 (13.7%)	3,955 (14.6%)	3,977 (14.5%)	589,556 (25.0%)
給与住宅	355 (1.3%)	257 (1.0%)	303 (1.1%)	57,884 (2.5%)
間借り	177 (0.7%)	136 (0.5%)	203 (0.7%)	21,302 (0.9%)

資料：国勢調査

■所有関係別世帯数の比較



(注) UR賃貸住宅は、たつの市には立地していない

(注) 上記統計表及びグラフ中の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

資料：令和2年国勢調査

② 住宅の建て方別世帯数

令和2年における一戸建率は82.2%を占め、長屋建[※]率1.2%、共同住宅[※]率16.5%となっており、一戸建が大半を占めています。

平成22年からの推移をみると、一戸建率がやや減少し、共同住宅率がやや増加しています。令和2年の県全体と比較すると、一戸建率は非常に高く、一方で共同住宅率が非常に低くなっています。

令和2年の県全体と比較すると、一戸建率は非常に高く、一方で共同住宅率が非常に低くなっています。

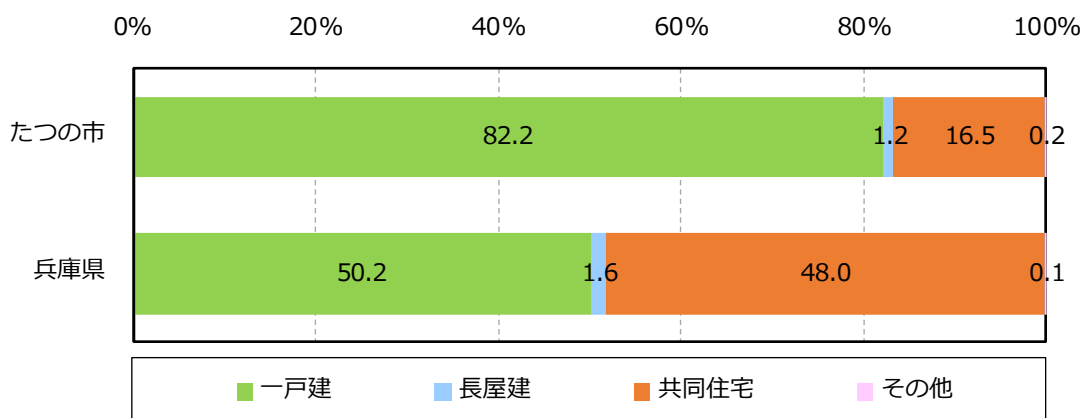
■ 建て方別世帯数の推移

(世帯)

	たつの市			兵庫県
	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年
住宅に住む一般世帯	26,494 (100.0%)	26,997 (100.0%)	27,449 (100.0%)	2,356,218 (100.0%)
一戸建	22,017 (83.1%)	22,319 (82.7%)	22,563 (82.2%)	1,183,738 (50.2%)
長屋建	413 (1.6%)	312 (1.2%)	318 (1.2%)	38,361 (1.6%)
共同住宅	4,023 (15.2%)	4,319 (16.0%)	4,526 (16.5%)	1,131,775 (48.0%)
その他	41 (0.2%)	47 (0.2%)	42 (0.2%)	2,344 (0.1%)

資料：国勢調査

■ 建て方別世帯数の比較



(注) 上記統計表及びグラフ中の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

資料：令和2年国勢調査

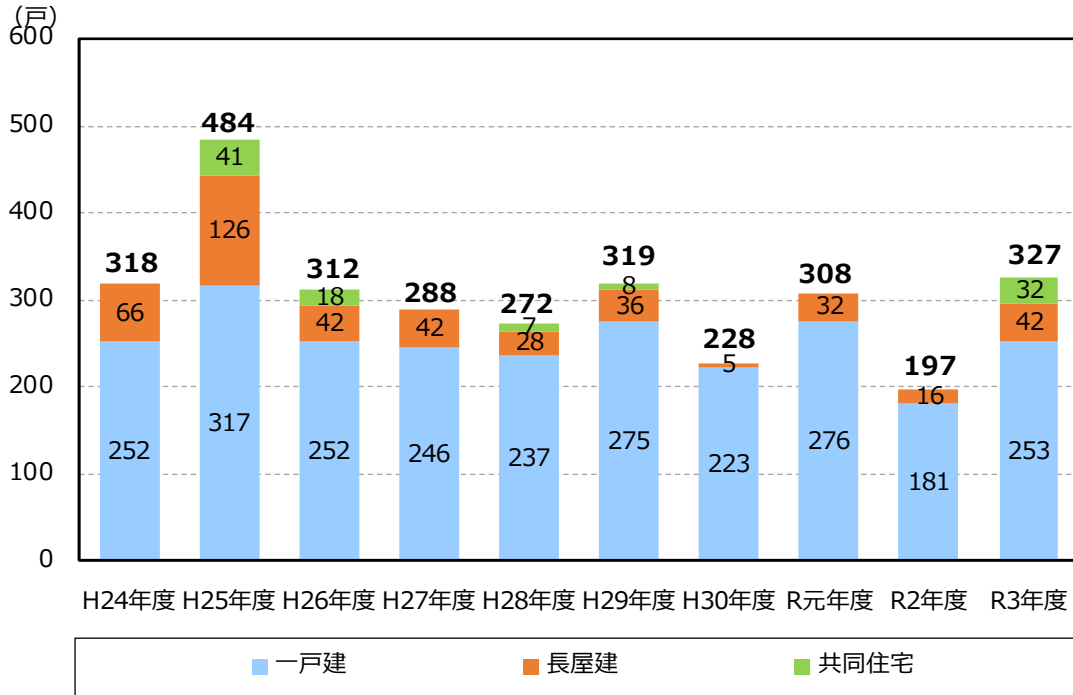
※ 長屋建：二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。
 ※ 共同住宅：棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

③ 住宅の新設着工戸数の状況

本市の新設着工戸数の状況を見ると、年度によってバラつきはありますが、概ね年間300戸程度で推移しています。

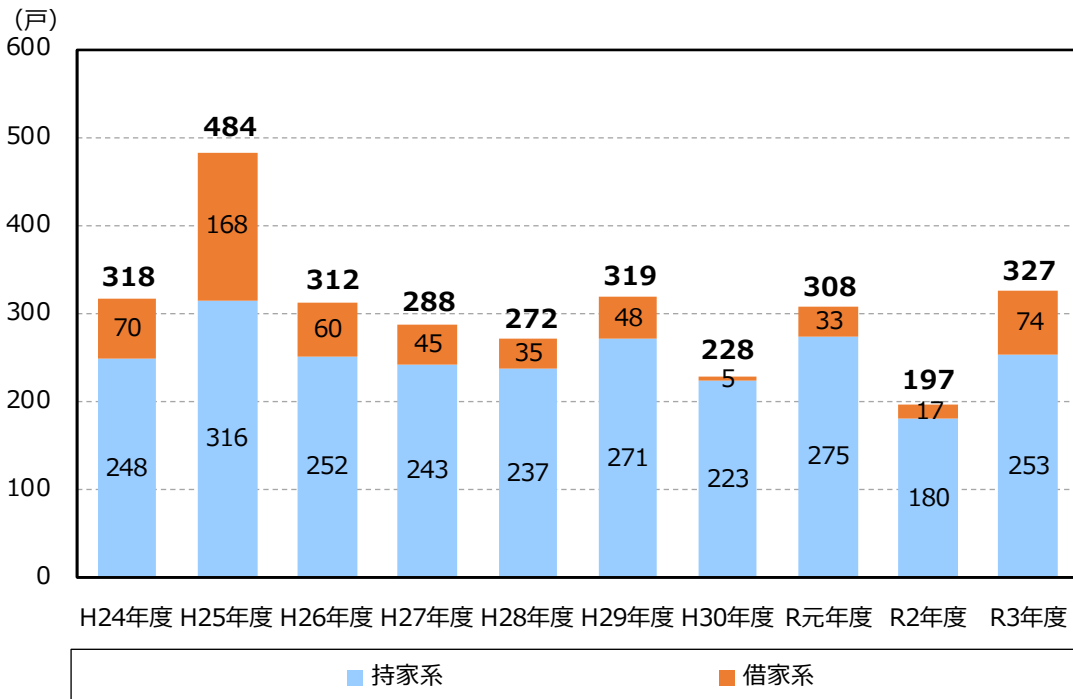
建て方別にみると、その大半が一戸建となっており、共同住宅については着工が全くない年度も見られます。利用関係別にみると、その大半が持家系となっています。

■ 建て方別新設住宅着工戸数の推移



資料：兵庫県住宅政策課資料

■ 利用関係別新設住宅着工戸数の推移



資料：兵庫県住宅政策課資料

④ 住宅の規模

平成30年における1住宅当たりの延べ面積をみると、持ち家は149.83㎡で県平均(115.89㎡)よりも大きくなっています。

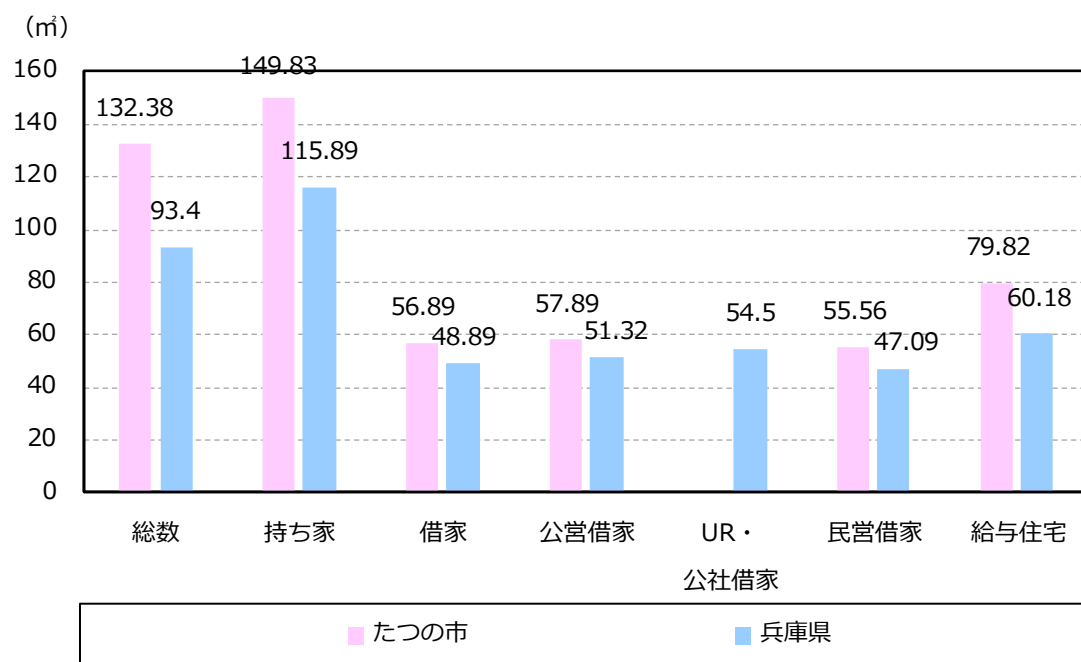
公営借家・民間借家の1住宅当たりの延べ面積についても、県平均よりも大きくなっています。

■ 1住宅当たり延べ面積 (㎡)

	たつの市	兵庫県
総数	132.38	93.40
持ち家	149.83	115.89
借家	56.89	48.89
公営の借家	57.89	51.32
都市再生機構(UR)・公社の借家	-	54.50
民間借家	55.56	47.09
給与住宅	79.82	60.18

資料：平成30年住宅・土地統計調査

■ 1住宅当たり延べ面積



資料：平成30年住宅・土地統計調査

⑤ 居住面積水準

住生活基本計画（全国計画）における最低居住面積水準※の本市の達成状況をみると、持ち家については県平均をやや上回っています。

借家については、民営借家の最低居住面積水準の本市の達成状況をみると県平均を上回っていますが、公営の借家では県平均を下回っています。

■ 居住面積水準達成状況

(世帯)

	たつの市			兵庫県		
	総数	最低居住面積水準		総数	最低居住面積水準	
		水準以上 世帯	水準未満 世帯		水準以上 世帯	水準未満 世帯
総数	27,530 (100.0%)	26,520 (96.3%)	580 (2.1%)	2,308,700 (100.0%)	2,128,500 (92.2%)	123,000 (5.3%)
持ち家	22,010 (100.0%)	21,870 (99.4%)	140 (0.6%)	1,495,900 (100.0%)	1,483,500 (99.2%)	12,400 (0.8%)
借家	5,090 (100.0%)	4,650 (91.4%)	440 (8.6%)	755,600 (100.0%)	645,000 (85.4%)	110,600 (14.6%)
公営の借家	630 (100.0%)	570 (90.5%)	60 (9.5%)	114,700 (100.0%)	108,000 (94.2%)	6,700 (5.8%)
都市再生機構(U R) ・ 公社の借家				45,700 (100.0%)	43,400 (95.0%)	2,200 (4.8%)
民営借家	4,240 (100.0%)	3,880 (91.5%)	370 (8.7%)	554,600 (100.0%)	458,100 (82.6%)	96,500 (17.4%)
民営借家 (木造)	2,060 (100.0%)	1,900 (92.2%)	160 (7.8%)	106,700 (100.0%)	92,600 (86.8%)	14,100 (13.2%)
民営借家 (非木造)	2,180 (100.0%)	1,970 (90.4%)	210 (9.6%)	447,800 (100.0%)	365,500 (81.6%)	82,400 (18.4%)
給与住宅	220 (100.0%)	210 (95.5%)	10 (4.5%)	40,700 (100.0%)	35,500 (87.2%)	5,200 (12.8%)

(注) 統計表の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

(注) 住宅・土地統計調査は全世帯の約10分の1の割合で抽出された標本調査であり、総数と内訳の合計は一致しない

資料：平成30年住宅・土地統計調査

【参考】住生活基本計画（全国計画）で示されている最低居住面積

- (1) 単身者 : 25㎡
- (2) 2人以上の世帯 : 10㎡×世帯人員 + 10㎡

※ 最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（単身：25㎡、2人：30㎡等）のこと。

⑥ 空き家の動向

平成30年住宅・土地統計調査によると、本市では近年人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、産業構造の変化等に伴い、空き家が年々増加しています。

本市の総住宅数は、平成25年（31,330戸）から平成30年（31,640戸）の5年間で310戸（1.0%）増加しているのに対し、空き家総数は同期間で3,410戸から4,070戸へ660戸（19.4%）増加し、その結果、空き家率は2.0ポイント上昇しています。これらのことから、今後も空き家の増加が予測されます。

空き家のうち、「二次的住宅※、賃貸用及び売却用の住宅」に分類される空き家の大半は、利用目的を有しています。一方で、「その他の住宅」に分類される空き家は、利用の目的が明確ではないことから、管理不全又は放置により、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

利用の目的が明確ではない「その他の住宅」に分類される空き家が7割弱を占めており、周辺自治体と比較しても比率が高い方であることから、空き家等対策計画に基づく取組を推進する必要があります。

■ 空き家の推移

		H20	H25	H30
たつの市	総住宅数（戸）	29,290	31,330	31,640
	空き家総数（戸）	3,390	3,410	4,070
	空き家率（%）	11.6	10.9	12.9
兵庫県	総住宅数（戸）	2,520,700	2,733,700	2,680,900
	空き家総数（戸）	336,200	356,500	360,200
	空き家率（%）	13.3	13.0	13.4
全国	総住宅数（戸）	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空き家総数（戸）	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空き家率（%）	13.1	13.5	13.6

資料：住宅・土地統計調査

■ 空き家の推移

	住宅 総数 (戸)	空家数									
		空家率 (%)	二次的住宅 (戸) (%)		賃貸用の住宅 (戸) (%)		売却用の住宅 (戸) (%)		その他の住宅 (戸) (%)		
たつの市	31,640	4,070	12.9	30	0.7	1,210	29.7	150	3.7	2,680	65.8
姫路市	251,780	37,660	15.0	1,180	3.1	17,550	46.6	1,850	4.9	17,080	45.4
相生市	14,220	3,010	21.2			1,040	34.6	60	2.0	1,910	63.5
宍粟市	15,370	2,680	17.4	130	4.9	550	20.5	80	3.0	1,920	71.6
相生市	21,410	3,540	16.5	150	4.2	1,370	38.7	60	1.7	1,960	55.4
兵庫県	2,680,900	360,100	13.4	11,900	3.3	177,700	49.3	18,600	5.2	151,900	42.2
全国	62,407,400	8,488,600	13.6	381,000	4.5	4,327,200	51.0	293,200	3.5	3,487,200	41.1

(注) 統計表の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない

資料：平成30年住宅・土地統計調査

※ 二次的住宅：別荘（週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅）、その他（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）。

⑦ 公営住宅等の管理の状況

令和5年3月末現在における本市の公営住宅の戸数は、市営住宅730戸（単独住宅15戸、改良住宅41戸を含む）、県営住宅294戸、合計1,024戸となっています。その他、中堅所得者向けに市が建設した特定公共賃貸住宅が15戸あり、本市の公営住宅等の戸数は1,039戸となっています。

■本市における公営住宅等のストックの現状

種別		管理戸数（戸）
市営住宅		730
一般市営住宅	普通市営住宅	674
	単独住宅	15
改良住宅		41
県営住宅		294
小計		1,024
特定公共賃貸住宅		15
合計		1,039

資料：たつの市資料

■市営住宅等管理戸数一覧

地域	番号	住宅名	種類	所在地	建設年度	管理戸数	棟数	構造	階数	住宅規模(m) (間取り)	法定耐用年限	法定耐用年限の1/2	EV
龍野地域	1	日山(新1)	普通	龍野町日山138	令和4	30	1	耐火	6	51.06 (2DK) 49.31 (2DK) 49.02 (2DK) 59.42 (3DK)	令和74	令和39	有
	2	日山2	普通		昭和44	24	1	耐火	4	33.10(2K)	令和21	平成16	無
	3	日山3	普通		昭和47	24	1	耐火	4	41.60(2UK)	令和24	平成19	無
	4	日山4	普通		昭和45	24	1	耐火	4	40.00(2UK)	令和22	平成17	無
	5	日山5	普通		昭和44	24	1	耐火	4	40.00(2UK)	令和21	平成16	無
	6	日山6	普通		昭和46	24	1	耐火	4	41.50(2UK)	令和23	平成18	無
	7	日山7	普通		昭和48	24	1	耐火	4	45.00(2UK)	令和25	平成20	無
	8	松原1	普通	揖保町門前303	昭和46	24	1	耐火	4	39.20(2UK)	令和23	平成18	無
	9	松原2	普通	揖保町門前281-1	昭和47	24	1	耐火	4	39.20(2UK)	令和24	平成19	無
	10	松原3	普通	揖保町栄44-2	昭和51	24	1	耐火	4	49.60(2UK)	令和28	平成23	無
	11	松原4	普通	揖保町栄300	昭和56	24	1	耐火	4	54.70(3K)	令和33	平成28	無
	12	沢田	普通	龍野町片山774-3	昭和50	24	1	耐火	4	45.00(2UK)	令和27	平成22	無
	13	清水新	普通	揖西町清水55	昭和49	24	1	耐火	4	45.00(2UK)	令和26	平成21	無
	14	誉	普通	誉田町広山37-1	昭和55	24	2	耐火	4	54.70(3K)	令和32	平成27	無
	15	大源寺第2	普通	神岡町大住寺318	平成6	24	1	耐火	4	62.00(2DK)	令和46	令和11	無
	16	大源寺第3	普通	神岡町大住寺327	平成13	12	1	耐火	3	62.10(2DK) 72.50(3DK)	令和53	令和18	無
	17	中臣	普通	揖保町中臣1616	平成18	20	3	耐火	2	54.80(2DK) 66.30(3DK)	令和58	令和23	無

地域	番号	住宅名	種類	所在地	建設年度	管理戸数	棟数	構造	階数	住宅規模(m) (間取り)	法定耐用年限	法定耐用年限の1/2	EV
新宮地域	1	宮内	普通	新宮町宮内409-7	昭和35	1	1	木造	1	28.10(2K)	平成2	昭和50	無
	2	井野原	普通	新宮町井野原766	昭和36、37	33	21	木造	1	36.70(3K)	平成4	昭和52	無
	3	福栖	普通	新宮町福栖444-3	昭和37	4	4	木造	1	38.10(2K)	平成4	昭和52	無
	4	段之上	普通	新宮町段之上658	昭和38、39	14	11	木造	1	34.30(2K) 33.80(2K)	平成5	昭和53	無
	5	千本	普通	新宮町千本2087-1	昭和39、40	6	3	木造	1	33.80(2K)	平成6	昭和54	無
	6	越部	普通	新宮町中野庄185-1	昭和50	18	1	耐火	3	52.10(3DK)	令和27	平成22	無
	7	段之上	改良	新宮町段之上193-2	昭和47	12	6	準耐火	2	63.00(3DK)	平成29	平成6	無
	8	仙正北	改良	新宮町井野原592	昭和49、50	13	6	準耐火	2	74.70(3DK) 76.81(3DK)	平成31	平成8	無
	9	仙正西	改良	新宮町中野庄7-1	昭和49	6	3	準耐火	2	62.80(3DK)	平成31	平成8	無
	10	仙正南	改良	新宮町仙正216-6	昭和51	2	1	準耐火	2	74.70(3DK)	令和3	平成10	無
	11	仙正宮ノ西	改良	新宮町仙正132-1	昭和53、54	4	2	準耐火	2	62.80(3DK)	令和5	平成12	無
	12	仙正宮ノ西南	改良	新宮町仙正144、143-6	昭和54	4	2	準耐火	2	74.90(3DK)	令和6	平成13	無
	13	栗町	単独	新宮町栗町7-1	平成9	9	3	耐火	3	69.97(2LDK)	令和49	令和14	無
			特公賃		平成9	9	3	耐火	3	81.31(3LDK)	令和49	令和14	無
	14	髷崎1	普通	新宮町髷崎174	平成9	18	1	耐火	3	65.91(2LDK) 78.00(3LDK)	令和49	令和14	無
	15	髷崎2	普通		平成10	18	1	耐火	3		令和50	令和15	無
	16	髷崎3	普通		平成11	18	1	耐火	3		令和51	令和16	無
	17	髷崎4	普通		平成12	18	1	耐火	3		令和52	令和17	無
	18	髷崎5	普通		平成13	12	1	耐火	3		令和53	令和18	無
	19	船渡	普通		新宮町船渡36-2	平成14	18	1	耐火		3	68.70(2LDK) 77.40(3LDK)	令和54
20	上笹	普通	新宮町上笹333-1	平成17	6	3	準耐火	2	75.49(3LDK)	令和32	令和9	無	
揖保川地域	1	普通	揖保川町袋尻143-2	昭和48	12	3	準耐火	2	57.40(3DK)	平成30	平成7	無	
		普通		昭和51	2	1	準耐火	2	55.40(3DK)	令和3	平成10	無	
	2	普通	揖保川町二塚290-1	昭和50	8	2	準耐火	2	55.40(3DK)	令和2	平成9	無	
		普通		昭和50	2	1	準耐火			令和2	平成9	無	
3	町屋	普通	揖保川町半田545-3	平成15	20	1	耐火	2	56.00(2DK) 64.30~ 67.70(3DK)	令和55	令和20	無	
御津地域	1	単独	御津町室津633-1	平成13	6	1	耐火	3	93.30(3DK)	令和53	令和18	無	
		特公賃		平成13	6	1	耐火	3		令和53	令和18	無	
	2	黒崎	普通	御津町黒崎1106-2	平成14	18	2	準耐火	2	55.60(2DK) 68.00(3DK) 80.00(3LDK)	令和29	令和6	無
3	柴町	普通	御津町中島917-1	平成18	30	1	耐火	3	56.54(2DK) 56.84(2DK) 59.79~ 65.52(2LDK)	令和58	令和23	有	

(注) 普通：普通市営住宅、改良：改良住宅、単独：単独住宅、特公賃：特定公共賃貸住宅

(注) 耐用年限*の1/2は、法定耐用年数の半数の年限を表示したものであり、建替検討の時期を示す

資料：たつの市資料

* 耐用年限：公営住宅法の規定により、構造別に定められた建物の耐用年数。建替や除却等の公営住宅の処分の対象となる基準年数。

・平成4年度以前建設の住宅：木造20年・簡易耐火構造平屋35年・簡易耐火構造2階45年・耐火構造70年。

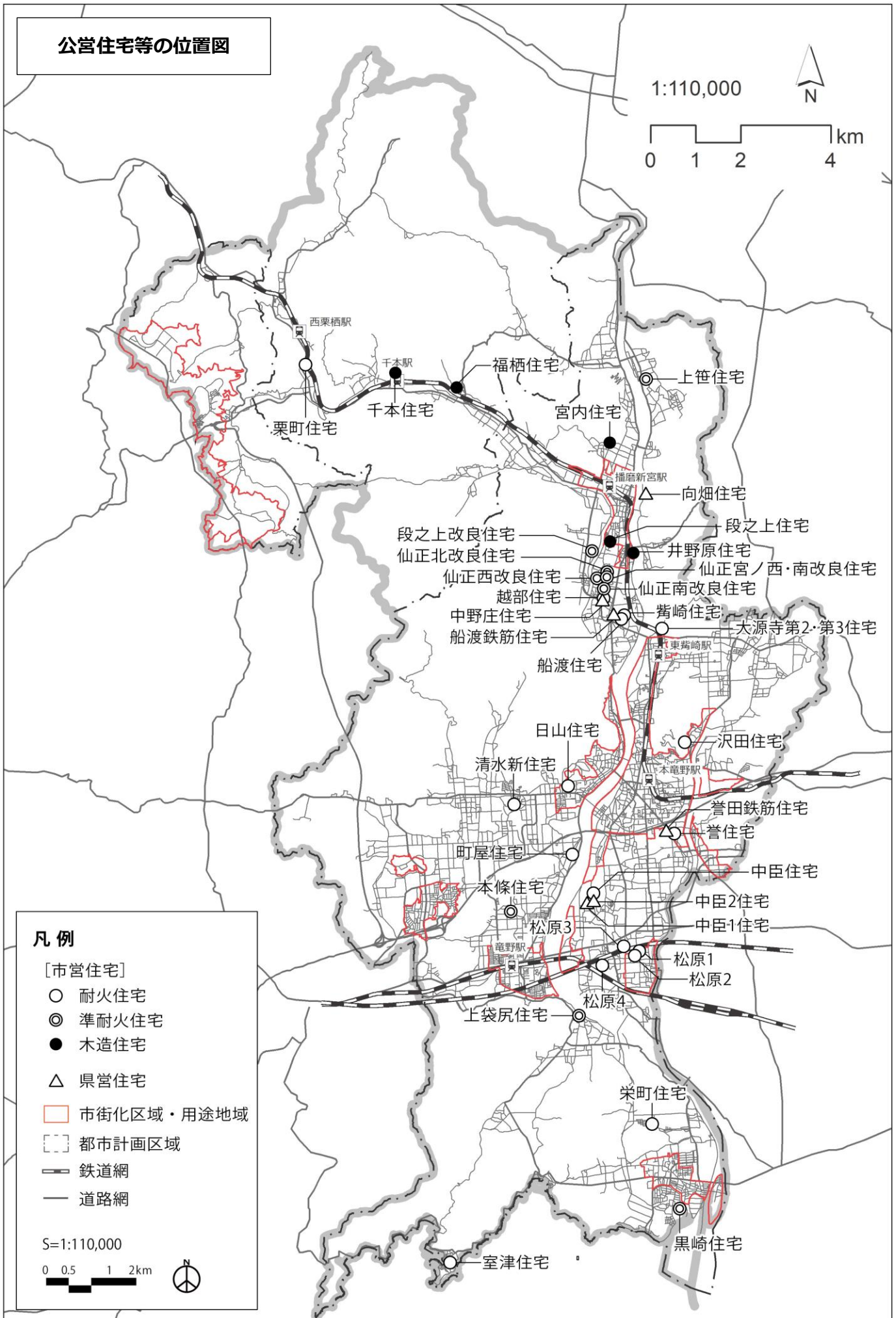
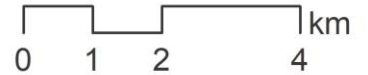
・平成5年度以降建設の住宅：木造30年・準耐火構造45年・耐火構造：70年。

■ 県営住宅管理戸数一覧

地域	番号	住宅名	所在地	建設年度	管理戸数	棟数	構造	階数	住宅規模(m) (間取〇)	法定耐用年限	EV
龍野地域	1	誉田鉄筋	誉田町広山1-1	昭和57	39	3	耐火	4	58.10(3DK)	令和34	無
				昭和59				4		令和36	
	2	中臣1住宅	揖保町中臣1330-1	平成14	48	1	耐火	3	41.30(3DK) 54.80(3DK) 64.80(3DK)	令和54	有
3	中臣2住宅	揖保町中臣1619	平成16	51	1	耐火	3	41.60(2UK)	令和56	有	
新宮地域	1	船渡鉄筋	新宮町船渡57-1	平成11	60	1	耐火	5	40.00(2UK)	令和51	有
	2	中野庄住宅	新宮町中野庄177-1	平成13	36	1	準耐火	3	41.40(3DK) 54.70(2DK) 66.20(3LDK)	令和28	有
	3	向畑住宅	新宮町新宮1088	平成15 平成17	60	2	耐火	3	40.00(2UK)	令和55	有
3	57										

公営住宅等の位置図

1:110,000



凡例

[市営住宅]

- 耐火住宅
- ◎ 準耐火住宅
- 木造住宅

△ 県営住宅

市街化区域・用途地域

都市計画区域

鉄道網

道路網

S=1:110,000



(4) 災害リスクの状況

① 豪雨・土砂災害

近年、自然災害が激甚化する傾向にあり、全国各地で毎年のように大きな災害が発生しています。

このような状況を踏まえ、兵庫県において土砂災害特別警戒区域や想定最大規模降雨による浸水想定区域等を指定した結果、市街地や集落の多くが浸水想定区域に指定されました。また、土石流や急傾斜による土砂災害のリスクがある箇所が市内全域に分布しており、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）※が425か所、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）※が615か所指定されています。（令和2年2月時点）

災害時に人命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある区域については、体系的な減災対策を講じるとともに、安全な区域への誘導を検討する必要があります。

② 大規模地震

地震調査推進本部の地震調査委員会における活断層及び海溝型地震の長期評価結果に基づき、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海トラフ地震、有馬高槻断層帯線～六甲断層帯地震、山崎断層帯地震、中央構造線地震、日本海東縁部地震及び上町断層帯の地震の地震規模と発生確率は、以下のとおりです。なお、本市域において大きな影響が予想されるのは、南海トラフ地震、山崎断層帯地震です。

■ 想定される地震の規模と発生確率

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震	M8～M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度
日本海東縁部地震	7.5～7.8	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%	ほぼ0%～10%
地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		30年以内	50年以内	100年以内
有馬－高槻断層帯地震	7.5程度	ほぼ0%～0.03%	ほぼ0%～0.07%	ほぼ0%～0.4%
六甲・淡路島断層帯地震				
主部（六甲山地南縁－淡路島東岸）	7.9程度	ほぼ0%～1%	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%
主部（淡路島西岸）	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
先山断層	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
山崎断層帯地震				
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～0.01%	ほぼ0%～0.02%	0.002%～0.05%
主部（北西部）	7.7程度	0.09%～1%	0.2%～2%	0.4%～4%
草谷断層帯	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
中央構造線地震（紀淡海峡－鳴門海峡）	7.7程度	0.005%～1%	0.009%～2%	0.02%～4%
上町断層帯地震	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%

資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（平成27年1月1日）

※ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：「土砂災害防止法」に基づき指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：「土砂災害防止法」に基づき指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

2 住生活の現状及び課題

住生活の現状データ、市民アンケート調査、事業者等ヒアリング調査の結果から、本市の住生活の現状及び課題を以下のように整理します。

(1) 人口減少への対応

本市の人口は、平成7年に83,431人まで増加したのをピークに、その後減少し続けており、令和2年には74,316人まで減少（約9,000人減少）しています。出生数よりも死亡数が上回る自然減が続くとともに、転入よりも転出が上回る社会減も続いており、将来的にも人口減少は続くとの推計されています。

人口減少に伴い、地域コミュニティの衰退、生活関連サービス水準の低下、税収減及びそれに伴う行政サービス水準の低下をまねくことから、本市の住宅ストックに応じた若い世帯の流入促進、定住人口の増加に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 高齢化対策の推進

人口は減少している一方で、高齢化率の上昇が顕著となっています。また、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向にあります。

本市では、一戸建、持ち家に居住している世帯の割合が高く、それらの世帯では必要に応じて、適切な時期にバリアフリー対策を行うことが必要となります。

また、高齢期を迎える世帯では、将来的にも快適な暮らしを送るための住まい・住まい方をどう選択していくのかについても考え、備えていくために必要となる様々な情報を、適切に入手していく必要があります。

(3) 少子化対策の推進

本市の出生数について、令和3年度はやや増加していますが、令和2年度までは減少傾向が続いており、年少人口の減少、年少人口率の低下が顕著となっています。

一方、本市の1住宅当たりの延べ面積平均でみると、民営借家の平均面積が公営借家の平均面積よりも小さく、持ち家の平均面積の4割以下と大きな差がみられることから、子育て世帯がゆとりをもって暮らせる広さを持つ民営借家はストックが少ないと考えられます。

本市において、子どもを持つ世帯を増やすためには、子育て世帯が成長に応じて多様な選択肢の中から住みたい住宅を選択できるように、多様な住宅の供給を推進していく必要があります。

(4) 住宅確保要配慮者※対策の推進

高齢者、低額所得者、障害者のほか子育て世帯や外国人などの住宅確保要配慮者は、増加傾向にありますが、孤独死や事故、周辺とのトラブルなどを懸念した入居拒否が一部で発生していることも指摘されています。住宅確保に対して配慮が必要となる世帯に対する取組の推進が課題となっています。

その中で、住宅確保用配慮者の受け皿として大きな役割を担ってきた市営住宅については、適切な改善事業等を進めながら、これからもその役割を担っていくことが期待されています。

※ 住宅確保要配慮者：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく用語で、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

(5) 良質な住宅ストックの形成

長期的に使用できる住宅、環境への配慮を行っている住宅、広い住戸面積を有している住宅、災害に強い住宅など、住宅性能が高く、優良な住宅整備が望まれており、良質な住宅ストックの形成に向けて、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、新設住宅着工戸数を見ると、年々300戸前後の住宅が増加している一方で、空き家が増加しています。適切な管理が行われていない空き家は、防災・防犯面・衛生面で問題になるほか、景観等の支障になるなど、周辺の居住環境の悪化につながる可能性があります。空き家の利活用を推進するとともに、適正管理、除却といった空き家対策に取り組む必要があります。

(6) 災害対策等の推進

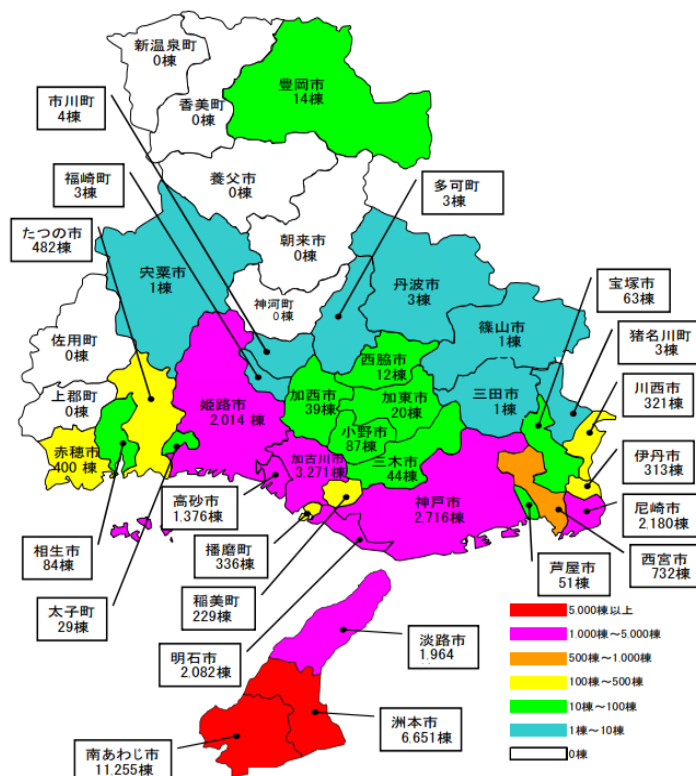
近年、自然災害が激甚化する傾向にあり、全国各地で毎年のように災害が発生しています。また、兵庫県住生活基本計画（令和4年3月）によると、南海トラフ地震の30年以内発生確率は70～80%程度と予測されており、地震が発生した場合、本市においても482棟の建物被害が発生すると想定されています。

土砂災害対策等の防災の取組を進める一方で、災害が発生した場合の避難体制の整備、情報伝達体制の構築など、災害への備えを充実させていくことも必要です。

(7) 地域コミュニティ活動の活性化

近年、地域コミュニティの衰退が全国的に問題となっています。日常的な地域による防災・防犯活動、緑化活動など、多様なまちづくり活動を継続的に行い、地域コミュニティ活動を活性化していくことが望まれています。

■南海トラフ地震時の県内の建物被害想定



資料：兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（2014.6月修正）

3章 目標及び基本方針

1 目標

本計画の目標を以下のように設定します。

より暮らしやすい「ふるさと たつの」をめざして
～ 快適実感都市「たつの」の実現 ～

2 基本方針

本計画の基本方針を、本市の住宅に関わる現況及び課題から以下のように設定します。

【現況及び課題】	【基本方針】
(1) 人口減少への対応	1 人口増加を目指した良好な住宅・住環境づくり 優良な住宅開発を促進し、新たな住民の受け入れを促進するとともに、空き家等を活用した移住・定住支援への取組等を進め、若い世帯の流入促進、定住人口の増加を目指します。
(2) 高齢化対策の推進	2 高齢者が安全に暮らせる住宅・住環境づくり 高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるように、住宅のバリアフリー対策等を進めるとともに、ライフステージ [※] に応じた適切な時期に、適切な情報が入手できるような情報提供体制を構築します。
(3) 少子化対策の推進	3 子育て世帯が楽しく暮らせる住宅・住環境づくり 子育て支援施設の充実を図るとともに、子育て世帯の住宅購入や賃貸住宅入居を支援するなど、子育て世帯が暮らしやすい環境づくりを進めます。

※ ライフステージ：就職・結婚・育児・退職・配偶者の死亡など、家族の年齢構成や人員数の変化等による人生における段階のこと。

【現況及び課題】

(4)
住宅確保要配慮者
対策の推進

【基本方針】

4 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境づくり

高齢者、低額所得者、障害者のほか子育て世帯や外国人などの住宅確保要配慮者が、本市で安心して暮らせるように、相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、市営住宅だけでなく、民間賃貸住宅なども含めた住宅への入居支援及び入居後の生活支援等を進めます。

(5)
良質な住宅ストックの形成

5 いつまでも住み続けられる良質な住宅・住環境づくり

環境への配慮を行っている住宅、災害に強い住宅など、住宅性能が高く、優良な住宅整備を進めるとともに、本市で増加している空き家について、利活用や適正管理、除却といった適切な対策を進めていきます。

(6)
災害対策等の推進

6 みんなを守る、安全で安心な住宅・住環境づくり

災害ハザードエリア※における住宅立地規制、誘導、安心・安全に暮らせる住宅・住環境の整備を進めるほか、災害時の情報伝達体制の構築、安全な避難所の整備など、災害への備えを強化していきます。

(7)
地域コミュニティ
活動の活性化

7 日常的な暮らしをみんなで支えるコミュニティづくり

市民の方による日常的な自主防災・防犯活動を継続的に実施し、地域コミュニティを活性化させることで、より魅力的な地域まちづくりを推進します。

※ 災害ハザードエリア：水や土砂災害など自然災害による被災のおそれが高い区域のこと。「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」の2つの区分がある。

4章 施策及び成果指標

本計画の目標の実現に向けて、各基本方針に基づき、以下に示す施策に取り組みます。

基本方針1 人口増加を目指した良好な住宅・住環境づくり

1 優良な住宅開発の促進

「現況及び課題」

- ・本市の人口は、平成7年をピークに、その後減少し続けており、将来的にも人口減少は続くと推計されています。
- ・人口減少は、地域コミュニティの衰退、空き家・空き店舗の増加、公共交通の減便・廃止など、多様な問題の発生につながると考えられます。
- ・居住人口の増加を目指して、本市における住宅開発等を適切に誘導し、優良な住宅市街地の形成を進めていく必要があります。

「施策」

○優良な民間開発の誘導

【担当課：契約課、都市計画課、まちづくり推進課】

- ・既成市街地においては、民間開発事業に対し開発行為指導要綱[※]等に沿って、道路等の改善や防災機能の向上を図るなど、適正に指導することにより、良好な居住環境の整備を推進します。また、地区計画制度[※]を活用することにより、魅力ある居住空間の形成を目指します。
- ・都市交流拠点を中心として周辺に広がる市街地については、住宅を集積させ、人口密度の維持を図ります。また、市街化区域[※]内の農地などの低未利用地や都市基盤が脆弱な地区については、民間開発の誘導に努めます。
- ・市街化調整区域[※]においては、特別指定区域制度[※]や地区計画制度等を活用し、定住の促進と地域産業の活性化を図ります。
- ・市が保有する不動産を有効活用するために、その活用方法を検討します。

○緑化取組の推進

【担当課：都市計画課】

- ・都市計画法に基づく地区計画制度等を活用し、住宅の敷地緑化や屋上・壁面緑化を進め、緑豊かな住宅地づくりを適切に誘導します。

※ 開発行為指導要綱：市内における開発行為を行う事業者に対して、公共公益施設の整備に関し協力を求め、開発行為の適正な施行を指導することにより、無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定められている要綱。

※ 地区計画制度：都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度のこと。

※ 市街化区域：都市計画によって定められた、すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

※ 市街化調整区域：都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域のこと。

※ 特別指定区域制度：市又は地域のまちづくりを行っている団体が、市街化調整区域の土地利用計画を策定し、この土地利用計画に基づき市から申出がなされる区域を県が条例に基づき指定し、地域に必要な建築物を建築できるようにするもの

2 移住・定住の促進

◀現況及び課題▶

- ・平成 30 年 6 月の「働き方改革関連法」の成立を受けて働き方改革が進み、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まっていた中、コロナ禍※を契機として、テレワーク※等を活用した地方・郊外への移住・定住、二地域居住※等の複数地域での住まいを実践する動きが全国的に進みつつあります。
- ・人口バランスを保つためにも、若い世帯の流入促進、定住人口の増加に向けた移住・定住支援への取組を進めていく必要があります。

◀施策▶

○移住・定住の促進

【担当課：都市計画課、まちづくり推進課】

- ・定住促進住宅取得奨励金制度を実施し、転入者や若年層の住宅取得を支援することにより、移住・定住を促進します。
- ・居住誘導区域※への新たな宅地の供給や空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により、子育て世代・若者世代の転入促進や、U J I ターン※などによる移住・定住の促進を図ります。
- ・特に若者、子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅取得補助、奨学金返還支援や幅広い子育て支援など 総合的な移住・定住施策を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○空き家活用の促進

【担当課：まちづくり推進課】

- ・空き家等に居住しようとする者やテレワークやワーケーション※等の拠点、事業所や地域交流拠点として活用しようとする者に対し改修費用を助成する制度の活用を促進するとともに、制度の拡充を検討します。
- ・店舗として再生できる空き家等や空き店舗を活用して創業しようとする者に対する支援制度について、商業活性化・地域振興の観点から積極的に周知します。
- ・デジタルPRコンテンツ等を積極的に活用するとともに、移住相談会や移住体験ツアーを行う等、主に都市部からのU J I ターンを促進します。

○多様な主体との連携促進

【担当課：まちづくり推進課】

- ・空き家の利活用を促進するため、専門的な知見を有する関係機関と連携し、空き家バンク※への登録を促すとともに、空き家バンクの登録物件の流通促進を支援します。
- ・西播磨地域において、幅広い移住・定住支援活動（空き家・空き地紹介、情報提供、オーダーメイド型プチツアー、移住から就職・就農までのワンストップサポート等）を実施している「西播磨暮らしサポートセンター」と連携し、移住者の視点に立った、きめの細かいサポートの実施について検討を行います。

※ コロナ禍：新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、災難や危機的状況のこと。

※ テレワーク：ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※ 二地域居住：都市と農山漁村など、複数の滞在拠点をもち、それぞれの拠点を行き来しながら、仕事をしたり、余暇を過ごしたりする居住スタイルのこと。

※ 居住誘導区域：地適正化計画で定められる区域のひとつで、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域のこと。

※ U J I ターン：U ターン、J ターン、I ターンを合わせた言葉で、大都市圏から地方に移住する人の動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。

※ ワケーション：「ワーク（work）」と「バケーション（vacation）」を合わせた造語で、「休暇中に仕事をする」あるいは「休暇を過ごす環境で仕事をする」こと。

※ 空き家バンク：地方公共団体等が、空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を集約し、空き家を利用・活用したいと考える者に対して紹介する仕組みのこと。

基本方針 2 高齢者が安全に暮らせる住宅・住環境づくり

1 高齢化に対応した住宅整備の促進

「現況及び課題」

- ・本市では、人口は減少している一方で、高齢化率の上昇が顕著となっています。また、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加傾向にあります。
- ・アンケート調査では、「住宅内のバリアフリー化」に対する満足率（満足＋まあ満足）は30.2%、不満率（やや不満＋非常に不満）は33.3%と不満と感じている人がやや上回っています。
- ・高齢世帯では、介護等が必要になっても住み慣れた自宅での生活が安心して続けられるように、健康な時期における予防的な観点の改修を行うなど、ライフステージに応じた適時・適切なバリアフリー対策等を行うことが求められています。

「施策」

○高齢者等に配慮した住宅性能の確保

【担当課：地域福祉課、高年福祉課】

- ・高齢者や障害者が、住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化を支援します。

○公営住宅におけるバリアフリー化の推進

【担当課：都市計画課】

- ・高齢者や障害者等に配慮した、新規建替時の住戸及び共用部分への手すりやエレベーターの設置、敷地内の段差解消など、市営住宅におけるバリアフリー化を推進します。

2 高齢者に対する住宅情報の提供

「現況及び課題」

- ・本市において、居住している世帯の割合が高い一戸建、持家については、介護等が必要となる前の適切な時期に、リフォームや住宅改修等が必要になるケースがあることから、必要に応じて、支援制度に関する情報等を入手し、備えることが重要です。
- ・ただ、持家老朽化による住宅改修費は高額になるためその支払いが難しく、住み替え等による対応が必要になる世帯もあると考えられます。
- ・住まいに関する様々な選択肢を必要に応じて的確に入手できるような情報提供体制を構築していく必要があります。

「施策」

○高齢者等への適切な情報提供の実施

【担当課：高年福祉課、都市計画課】

- ・一戸建、持家に居住する高齢者が、介護が必要となる前の適切な時期などに、リフォームや住宅改修等に関する情報、支援制度に関する情報など、必要な情報を適切に入手できるように、継続して取り組みます。
- ・また、60歳以上の世帯が、世帯の小規模化に併せて適正な規模の民間共同賃貸住宅等への住み替えがスムーズにできるような相談・支援体制の構築について検討します。

基本方針3 子育て世帯が楽しく暮らせる住宅・住環境づくり

1 子育て環境の充実

「現況及び課題」

- ・本市でも、年少人口の減少、年少人口率の低下が顕著となっています。
- ・アンケート調査では、「子育て・教育環境の充実度」に対する満足率（満足+まあ満足）は13.0%、不満率（やや不満+非常に不満）は31.5%と不満と感じている人が上回っており、子育て世帯が暮らしやすいまちづくりを進めるために、子育て環境の充実が課題となっています。
- ・子育て世帯のニーズを踏まえた、良好な子育て環境の確保に取り組んでいく必要があります。

「施策」

○子育て支援施設の充実

【担当課：児童福祉課、幼児教育課】

- ・病児・病後児保育事業を推進するとともに、保育所・認定こども園を地域の子育てに関する相談の場や地域交流の場として、その機能を強化します。
- ・子育てつどいの広場や児童館において、子育て中の親子の交流や子育てに関する相談・情報提供を行い、子育て支援の充実を図ります。
- ・多様化するニーズに対応するため、延長保育や一時預かり等の充実を図ります。

2 子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給促進

「現況及び課題」

- ・子育て世帯の暮らしやすさを高めていくためには、子育て世帯が購入しやすい手頃な価格の持家住宅の流通促進が必要となります。
- ・出産・子育てを機に転居を考えた場合に、子育て世帯が安価で購入できる良質な戸建住宅、ファミリーがゆとりを持って暮らせる広さを持つ賃貸住宅など、多様な選択肢の中から好みのタイプの住宅が選択できるような環境整備が課題となっています。

「施策」

○住宅取得に対する支援の実施

【担当課：まちづくり推進課】

- ・定住促進住宅取得奨励金制度を実施し、転入者や若年層の住宅取得を支援することにより、移住・定住を促進します。
- ・特に若者、子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅取得補助、奨学金返還支援や幅広い子育て支援など 総合的な移住・定住施策を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○公営住宅における子育て世帯の受け入れ促進

【担当課：都市計画課】

- ・市営栗町住宅・室津住宅に入居している新婚世帯に対して、家賃徴収猶予・減免を実施します。

基本方針4 誰もが安心して暮らせる住宅・住環境づくり

1 多様な世帯の入居の促進

「現況及び課題」

- ・高齢者、低額所得者、障害者のほか子育て世帯や外国人などの住宅確保要配慮者、ひとり親世帯など、住宅確保に対して配慮が必要な世帯が増加傾向にあります。
- ・「セーフティネット住宅[※]情報提供システム（一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会運営）」によると、令和5年4月時点における、本市の要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、16棟19戸となっています。
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた取組や、セーフティネット住宅登録数の増加に向けた取組を進めるなど、住宅確保要配慮者の抱える問題に沿ったきめ細かな居住支援が課題となっています。

「施策」

○民間賃貸住宅の積極的な活用の推進

【担当課：都市計画課】

- ・兵庫県が平成31年1月に策定した「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、県・政令市・中核市に貸主が登録する「セーフティネット住宅登録制度」を推進します。
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立する「居住支援協議会」の設立について検討します。
- ・また、「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に向けた取組、空き家等を借りて行うサブリース方式支援付きセーフティネット住宅の運営などの取組についても検討します。

○入居等に対する支援の実施

【担当課：都市計画課】

- ・住宅セーフティネット法に基づく「居住支援法人制度」の活用により、住まい探しや家賃債務保証、入居後の見守り、残存家財の処理など、住宅確保要配慮者のニーズに沿ったサービスの供給を促進し、住宅確保要配慮者の円滑な入居と入居後の生活の安定を図ります。

○相談・支援体制の充実

【担当課：健康課、地域福祉課、児童福祉課、地域包括支援課、まちづくり推進課、町並み対策課、幼児教育課】

- ・結婚・出産・子育て支援、ひとり親家庭等への支援、高齢者や障害のある人への支援などを適切に進めるために、相談・支援体制の充実・強化を図ります。
- ・住宅の耐震化に対する相談、空き家に対する相談など、住まいに関わる幅広い相談を受け付け、支援を行うための体制の充実・強化を図ります。また、住まいの総合相談窓口（ワンストップサービス窓口）の設置について検討します。

※ セーフティネット住宅：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、県知事、政令市の長又は中核市の長の登録を受けた住宅のこと。

2 市営住宅の適切な管理・運営の実施

◀現況及び課題▶

- ・市営住宅については、財政収支等を踏まえ、将来的な要支援世帯数の予測に基づいて、建替や改善事業等を計画的に推進していく必要があります。
- ・長年、市営住宅は住宅確保用配慮者の受け皿として、大きな役割を担ってきましたが、今後も、多様な住宅困窮者の入居に柔軟に対応できるように、制度の見直し等を進めていく必要があります。

◀施策▶

○市営住宅等による受け入れ体制の強化

【担当課：都市計画課】

- ・たつの市では、令和 5 年 3 月に「市営住宅長寿命化計画」の改定を行い、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間における市営住宅等の再整備の方針を新たに定めています。
- ・今後もその方針に基づき、既存の市営住宅の長寿命化と老朽化した住宅の改修・建替を計画的に行い、需給バランスのとれた効率的な維持管理に努めます。
- ・多様な住宅困窮世帯の居住の安定を図るため、高齢者、障害者、DV[※]被害者等の世帯を対象に、優先入居などによる住宅の提供を行います。

※ DV：Domestic Violence の略。配偶者や恋人など身近な立場の異性から受ける家庭内の暴力行為のこと。

基本方針5 いつまでも住み続けられる良質な住宅・住環境づくり

1 住宅分野における省エネ対策の推進

「現況及び課題」

- ・地球温暖化対策の一環として、2050年までに、温室効果ガス[※]の排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル[※]の実現に向けた動きが加速しています。2025年4月からはすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務化されるなど、全国的に住宅分野における省エネ対策等の取組が進められています。
- ・アンケート調査でも、「住宅の省エネ性能」に対する満足率（満足+まあ満足）は19.4%、不満率（やや不満+非常に不満）は42.9%と不満と感じている人が上回っており、本市においても、住宅の省エネ対策に積極的に取り組んでいく必要があります。

「施策」

○省エネルギー化に向けた取組の推進

【担当課：環境課、都市計画課】

- ・省エネ型設備機器の普及促進や省資源、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ・快適な温度など、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネと再生可能エネルギー[※]の導入で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指す新築戸建住宅のZEH[※]化の普及啓発を行います。
- ・市営住宅の設備更新時期に合わせて、屋外灯等のLED化、CO₂排出量削減に効果のある高効率給湯器の設置等の整備などを進め、市営住宅における環境負荷の低減を推進します。

○市民意識の醸成

【担当課：環境課】

- ・市民や事業者への啓発活動等を通じ、再生可能エネルギーについての意識の醸成を図ります。
- ・市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査などの活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化などの環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目指します。
- ・環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努めます。

※ 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど7種類の気体が該当する。

※ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量の削減・吸収作用の保全及び強化を行い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※ ZEH：net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。

2 空き家対策の推進

◀現況及び課題▶

- ・本市でも空き家が増加しています。全国的には空き家取得の経緯は「相続」によるものが多いとされており、本市でも相続による空き家が増加する可能性が考えられます。
- ・「第2期たつの市空き家等対策計画（令和4年3月）」に基づき、利活用や適正管理、除却といった空き家対策に取り組む必要があります。

◀施策▶

○空き家の多様な利活用の促進

【担当課：まちづくり推進課】

- ・空き家所有者等に対して、空き家等の活用や流通に関する助成制度や支援制度等の情報発信を行い、利活用に対する動機づけを行います。
- ・利活用に関しては、権利や相続に起因する問題などが流通の阻害要因となっている可能性もあることから、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。
- ・たつの市空き家バンクについて、空き家所有者や市民に対して積極的な情報発信を行うことで、市民の認知度の向上、物件登録の促進を図ります。
- ・市内への移住・定住を促進していくため、転入者・若者に対する定住促進住宅取得奨励金交付事業を実施しており、空き家等の中古物件の購入も対象となることから、本制度を周知し積極的な活用を図ります。
- ・空き家等に居住しようとする者や事業所や地域交流拠点として活用しようとする者に対し改修費用を助成する制度の活用を促進するとともに、制度の拡充を検討します。

○空き家の適切な管理の促進

【担当課：まちづくり推進課】

- ・空き家等の問題を十分に認識し、適切な維持管理の重要性を理解してもらうため、広報誌、ホームページ、固定資産税納税通知書発送時のチラシの配付等さまざまな機会を通じ、空き家等の所有者等だけでなく、市民全体にも啓発することにより管理意識の醸成と向上を図ります。また、相談会の開催やセミナー等の開催も検討します。
- ・自治会や地域住民等から空き家等に関する情報を効果的に得られるよう連携し、早期発見・早期対応に努めます。
- ・相続発生時に速やかに相続手続が行われるよう啓発するとともに、相続財産の税制面の優遇措置のほか、不動産登記法の改正等、令和3年4月に公布された所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについては、その動向を注視し、適切な情報発信に努めていきます。また、関係機関と連携した取組を検討します。
- ・近年、所有者等に代わり空き家等の管理を代行する民間サービスが増えており、平成29年8月から、本市と（公社）たつの市・太子町広域シルバー人材センターとの連携により空き家等の管理代行サービスを実施しています。このようなサービスの利用を積極的に周知していきます。
- ・所有者等からの専門的な相談に迅速に対応するため各関係機関との連携を強化するとともに、連携機能を十分に発揮できるよう支援体制の整備についても検討します。
- ・本市では、市民の自主的な公益活動に対して支援を行っており、市民の自主的な老朽化した空き家の危険回避のための応急処置活動に対しても支援を行います。

- ・適切な管理がなされていない空き家等に対し、自治会や地域住民から情報提供の協力が得られるよう連携し、積極的に情報収集に努めます。
- ・把握した空き家等については、所有者の特定調査、外観調査、必要に応じて実施する立入調査を行った上で、認定基準に照らし、「管理不全状態の空き家等」に該当する場合は、認定した上で、その所有者等に対して適切な管理を行うよう助言・指導を行います。
- ・さらに、著しく管理不全な状態であると判断した空き家等は、「特定空家等」に認定した上で、特定空家等に対する措置として、空家法に定める手続により対策を講じていきます。
- ・空家法における国の基本方針及びガイドラインの改正を受け、所有者の特定が困難な事案の増加、空き家の老朽化の進行に対策を講じていくため、空家法に規定された措置を的確に実施することに加え、市の空き家施策を推進することを目的に、所要の取組を講じていきます。
- ・加えて、空き家等の除却の促進、自治会と連携した応急処置の実施など、各種 施策を有効に活用し対策を推進するほか、国・県における関連法令の改正・整備については適切に対応していくとともに、新たな制度の導入については、地域の実情に応じて検討します。

3 マンションの適正管理の推進

《現況及び課題》

- ・本市にも、割合的には低くなっていますが、分譲マンションに居住している世帯がみられます。早い段階から将来像を意識した管理組合による適切な管理・運営に取り組む必要があります。
- ・周辺自治体と連携しながら、現状を踏まえた建て替え等の適切な管理・運営に関する情報提供に努める必要があります。

《施策》

○マンションの適正な維持・管理、再生の推進

【担当課：都市計画課】

- ・マンション管理組合の円滑な運営や適正な維持管理、建替えに関する合意形成等を支援するための支援について検討します。
- ・分譲マンションの管理に関する関係団体や自治体間の連携を強化し、西播磨地区全体で取り組む体制づくりについて検討します。

4 住宅流通市場の活性化

◀現況及び課題▶

- ・兵庫県住生活基本計画（令和4年3月）によると、兵庫県の既存住宅流通は、量・シェアともに横ばい状態となっています。また、全国的にみても若い世代を中心に既存住宅に対する抵抗感は薄れており、既存住宅を志向する層は年々増加傾向にあります。
- ・一方で、本市では空き家が増加しており、それらの空き家を住宅流通市場に乗せ、新たな居住者の住まいとなることが望まれています。

◀施策▶

○空き家の流通促進

【担当課：まちづくり推進課】

- ・国土交通省策定のガイドラインに基づき、空き家等所有者の同意を得た上で、空き家等所有者の情報を宅建業者等へ情報提供することによる、流通を中心とした空き家等の利活用の促進を検討します。
- ・さらに、空き家等の購入又は改修への支援により、不動産の流通促進を図るため、市と民間事業者が協定に基づき運用する融資制度や金利引下げ制度の周知に努めます。また、関係事業者、まちづくり団体等の民間組織及び地域団体との連携により、市内に点在する空き家等の流通促進を図るとともに、移住・定住、まちづくりの観点から効果的に取り組むことのできる仕組みづくりを検討します。
- ・空き家等の購入・賃貸の希望者が抱く物件の品質や性能、また、それらの状態に応じた今後の維持管理の見通しなどに対する不安感を解消し、安全・安心な取引ができるよう、専門家が客観的に空き家等の検査を行うフェニーチェパック[※]制度の周知を図ります。

※ フェニーチェパック：（一社）すまいの未来研究機構が実施する中古住宅建物調査サービスのことで、既存住宅の売買時に不安に思う一般の消費者のために、専門家が対象となる住宅に訪問し、建物の状態を調査し、報告するもの。あわせて、既存住宅売買のために必要な補助制度の案内や税制優遇措置の内容をワンストップで提供するサービス。

基本方針6 みんなを守る、安全で安心な住宅・住環境づくり

1 豪雨・土砂災害対策の推進

「現況及び課題」

- ・近年、全国各地で毎年のように災害が発生しており、兵庫県が公表している兵庫県CGハザードマップ[※]等によると、本市でも浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に指定されている場所がみられます。
- ・一方アンケート調査では、「災害時の避難のしやすさ」に対する満足率（満足+まあ満足）は14.4%、不満率（やや不満+非常に不満）は32.8%と不満と感じている人が上回っており、災害時の避難に対する不安が大きいことがうかがえます。
- ・土砂災害対策等の防災の取組を進める一方で、災害ハザードエリアにおける住宅立地規制、誘導などを進めるとともに、円滑かつ迅速な避難体制の整備にも取り組んでいく必要があります。
- ・また、豪雨・土砂災害に限らず、災害時の情報伝達体制の構築、安全な避難所の整備、運営方法の確立等の備えも必要です。

「施策」

○立地適正化計画[※]に基づいた住宅等の規制・誘導

【担当課：都市計画課】

- ・土砂災害や浸水被害等災害の発生のおそれがある区域及び防災上脆弱な区域については、新たな建築物の立地を抑制し、同区域の既存住宅等については、防護対策や安全な土地への立地誘導を図ります。

○適正な情報の提供

【担当課：危機管理課】

- ・たつの市防災マップや兵庫県CGハザードマップ等の周知、活用により、市民の防災意識の向上、減災対応の促進を図ります。
- ・居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスク等について、市民に対して分かりやすく提示していきます。

○情報伝達体制の充実

【担当課：危機管理課】

- ・防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム（Jアラート）の適切な管理運用を行い、災害発生時または発生のおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。
- ・外出中や放送が聞こえにくい市民に対し、防災行政無線の放送内容が確認できる電話応答サービス、気象情報や避難情報などをスマートフォン等で受信できる「ひょうご防災ネット」の普及を図り、また、防災行政無線を更新するとともに、防災行政無線放送を

※ ハザードマップ：防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目指して、洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池による危険度（浸水エリア、危険箇所など）や避難に必要な情報を示した地図のこと。

※ 立地適正化計画：持続可能な都市構造の再構築を目指して市町村が策定する計画のこと。急速な人口減少や少子高齢化による地域の活力低下、住宅地・都市機能の拡散による市街地の低密度化等を踏まえ、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を行う。

スマートフォン等で受信するためのアプリの導入を行うことで、多様なメディアによる情報伝達に努めます。

○避難所の整備

【担当課：危機管理課】

- ・避難所となる公共施設の耐震化など安全性の確保を図ります。災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所を開設し、高齢者・障害者その他の特に配慮を要する人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。
- ・兵庫県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を参考に、感染症等に対応した避難所運営を円滑に行えるよう、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備などの備えを着実に進めます。

2 大規模地震対策の推進

◀現況及び課題▶

- ・兵庫県の資料によると、南海トラフ地震が発生した場合、本市においても建物被害が発生すると想定されています。
- ・アンケート調査では、「住宅の地震時の耐震性」に対する満足率（満足+まあ満足）は17.8%、不満率（やや不満+非常に不満）は44.9%と不満と感じている人が大きく上回っており、住宅の耐震化に関心が高いことが分かります。
- ・地震発生時に同時多発的に発生する可能性がある火災について、「住宅の火災時の耐火性」に対する満足率（満足+まあ満足）は15.9%、不満率（やや不満+非常に不満）は43.5%と不満と感じている人がこちらも大きく上回っています。
- ・耐震改修工事は高額になり負担が大きくなることから、住宅の耐震化促進が大きな課題となっています。

◀施策▶

○住宅の耐震性の向上

【担当課：町並み対策課】

- ・災害に強く安心して生活できる民間住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

○適正な情報の提供

【担当課：町並み対策課】

- ・民間住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚に努めます。

3 住環境整備の推進

「現況及び課題」

- ・アンケート調査では、「道路の安全性」に対する満足率（満足+まあ満足）は21.7%、不満率（やや不満+非常に不満）は26.7%と不満と感じている人が上回っており、また、「公園・緑地等のパブリックスペース」に対する満足率（満足+まあ満足）は19.8%、不満率（やや不満+非常に不満）は29.2%と不満と感じている人が上回っています。
- ・災害時に、道路は緊急車両が通行する救援・救急動線として機能し、公園・オープンスペースは避難場所として機能するなど、安全・安心なまちを形成するために、防災機能の強化に引き続き取り組んでいく必要があります。

「施策」

○災害時の避難経路・輸送経路・避難場所の確保 【担当課：危機管理課、建設課、都市計画課】

- ・避難路には、通学路や中心地区への主要道路を位置づけ、沿道建築物の不燃化及び耐震化、緑地帯の確保に努めるなど、防災機能の強化を図ります。
- ・緊急車両が通行する救援・救急動線として機能する路線を確保し、安全性・防災性の向上を図ります。
- ・物資補給及び人員動員のためのルートとして、国道、県道など主要幹線道路を位置づけ、災害時のスムーズな輸送路のネットワーク化を目指します。
- ・一時避難場所については、防災機能を高めるとともにオープンスペースを確保します。
- ・広域防災拠点（播磨科学公園都市）と市役所、各総合支所、指定避難所（指定緊急避難場所）等との防災ネットワークの向上に努めます。
- ・既成市街地においては、民間開発事業に対し開発事業指導要綱等に沿って、道路等の改善や防災機能の向上を図り、快適な居住空間の形成に努めます。

4 防犯対策の推進

「現況及び課題」

- ・アンケート調査では、「治安（犯罪の少なさ）」に対する満足率（満足+まあ満足）は37.3%、不満率（やや不満+非常に不満）は9.7%と住環境評価項目の中では最も不満率が低い項目になっています。
- ・一方で、「住宅の防犯性」に対する満足率（満足+まあ満足）は19.2%、不満率（やや不満+非常に不満）は34.9%と不満と感じている人が上回っており、住宅そのものの防犯性の向上が課題となっています。

「施策」

○防犯性の向上 【担当課：危機管理課・建設課】

- ・自治会などの地域団体が設置する防犯カメラに係る費用やLED街灯設置費用を継続して助成します。
- ・情報提供については、たつの防災防犯ネットを利用した防犯情報の迅速な配信に努めます。

基本方針7 日常的な暮らしをみんなで支えるコミュニティづくり

1 日常的な地域活動の推進

「現況及び課題」

- ・近年、自然災害が激甚化しており、災害に強いまちづくりを進めていくことと同時に、地域の防災力を強化していくことも望まれています。また、防犯面においても、地域で見守る力を強めることで、犯罪の起きにくいまちになると考えられ、そのためには日常的な地域による取組が不可欠となっています。
- ・日常的な避難訓練の実施、防災マップの作成、防犯パトロールの実施など、市民の方による日常的な自主防災・防犯活動の継続的な実施が必要です。

「施策」

○日常的な安全・安心活動の推進

【担当課：危機管理課】

- ・地域に根差し、重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。
- ・地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対する活動助成、消防器具助成、AED(自動体外式除細動器)設置助成を引き続き行い、地域防災力の向上に努めます。
- ・レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。
- ・地域住民に対し、南海トラフ地震や山崎断層帯地震、ゲリラ豪雨による水害や土砂災害などの災害時における避難所・避難経路・危険箇所等を周知徹底するため、様々な災害に対応した防災訓練や防災マップを活用した出前講座の実施を更に促進します。
- ・災害時の在宅避難や分散避難など多様な避難を周知するとともに、マイ・タイムラインやマイ避難カードの普及に努めます。

2 地域コミュニティ活動に対する支援の実施

《現況及び課題》

- ・近年、隣近所とのかかわりの希薄化、地域コミュニティの衰退が全国的に問題となっています。アンケート調査では、「隣近所・地域コミュニティとの関係」に対する満足率（満足+まあ満足）は23.4%、不満率（やや不満+非常に不満）は15.8%と満足している人の割合の方が高くなっています。
- ・より魅力的な地域まちづくりの推進、災害時の近隣住民による助け合い等を円滑に進めていくためには、地域コミュニティのさらなる活性化が望まれます。

《施策》

○地域づくりの核となる人材の育成

【担当課：まちづくり推進課】

- ・地域のまちづくり協議会の設立など、まちづくり初動期における活動を支援するため、まちづくりに関する専門的な知識や技術を持った専門家を派遣します。

○地域活動に対する支援の実施

【担当課：総務課、まちづくり推進課】

- ・公・共・私（行政と多様な主体との連携）の協働により、地域課題の解決を促進します。
- ・地域の課題解決に取り組む活動や地域の文化・産業・社会教育の振興等に取り組む活動を支援し、福祉の増進や良好な地域社会の形成、市民主体の真に自立したまちづくりを推進します。

○新たな地域交流拠点の整備

【担当課：まちづくり推進課】

- ・空き家等に居住しようとする者や事業所や地域交流拠点として活用しようとする者に対し改修費用を助成する制度の活用を促進するとともに、制度の拡充を検討します。
- ・また、店舗として再生できる空き家等や空き店舗を活用して創業しようとする者に対する支援制度について、商業活性化・地域振興の観点から積極的に周知します。
- ・地域のまちづくりや景観形成に資する古民家を、交流拠点や宿泊施設、コワーキングスペース[※]等として活用するための改修について支援を行います。

○地域における緑化取組の推進

【担当課：都市計画課】

- ・花と緑の協会など市民で組織する緑化団体の活動を支援します。
- ・自治会等の市民団体の協力のもと、花いっぱい運動を展開し、駅前や道路などのオープンスペースの緑化を図り、美しいまちづくりに努めます。
- ・花壇コンクールや講習会等の開催を通して、生活空間の緑を大切にする意識の醸成等、市民の緑化意識の啓発に努めます。

※ コワーキングスペース：事務所設備や会議スペースなど、事業者等で共有されるオフィス空間のこと。利用者同士の交流を通じて、新たなビジネスチャンスを創造する場としても期待される。

■ 成果指標

本計画の進捗状況を把握するための成果指標として、以下の項目を設定します。

基本方針		成果指標名称	現状値 (R4)	目標値 (R14)	出典
1	人口増加を目指した 良好な住宅・住環境づくり	定住促進住宅取得 支援事業の申請数	2,004 件	4,356 件	まちづくり推進課 資料 ※R6 まで
2	高齢者が安全に暮らせる 住宅・住環境づくり	高齢者等住宅改造 費助成事業の申請 数	0 件	2 件	高年福祉課資料
3	子育て世帯が 楽しく暮らせる 住宅・住環境づくり	公営住宅等におけ る新婚世帯への家 賃徴収猶予・減免の 件数	1 件	6 件	都市計画課資料
4	誰もが安心して暮らせる 住宅・住環境づくり	セーフティネット 住宅登録住戸数	19 戸	38 戸	(一社) すまいづ くりまちづくりセ ンター連合会資料
5	いつまでも住み続けられる 良質な住宅・住環境づくり	管理不全状態の空 き家等・特定空家等 の改善・解消件数	76 件	140 件	たつの市空き家等 対策計画 (R2～ R8) を参考
6	みんなを守る、 安全で安心な 住宅・住環境づくり	住宅の耐震化率	77.9%	85.2%	たつの市耐震改修 促進計画
7	日常的な暮らしを みんなで支える コミュニティづくり	自立のまちづくり 事業の申請数	96 件	140 件	まちづくり推進課 資料

5章 計画の実現に向けて

1 役割

本計画に記載されている内容を実現していくためには、たつの市のみならず、市民、関係団体及び事業者が相互に連携・協力をを行い、本計画の推進に取り組んでいく必要があります。このため、次のとおり市民、事業者等の役割を定めます。

(1) 市民の役割

市民には、住宅の適切な維持・管理に取り組み、良質な住宅ストックを将来に継承していくことが求められています。

また、市民一人ひとは、地域コミュニティを支える主体として、地域のまちづくり活動などを通じた居住環境の向上に積極的・継続的に参加していくことが望まれます。

(2) 自治会やNPO※等の役割

自治会、NPO・ボランティア団体などは、それぞれの特性に応じたまちづくりの主体としての役割が期待されており、様々な主体が連携しながら地域課題や地域ニーズに対応し、活躍していくことが求められています。

住宅の質の向上、安心・安全な暮らしを支えるサービスの実施、防犯・防災を含めた活動等を主体的に行い、市が実施する施策がさらに効果的なものとなるよう取り組むことが望まれます。

(3) 事業者の役割

住宅関連の民間事業者は、安全で快適な住宅の設計・施工・販売・賃貸、適切な維持・管理サービスの提供など、住宅市場において重要な役割が求められています。

このような役割を十分に認識し、市民に対して、適正かつ適切な情報の提供を行い、地域で長く大切に使い続けられる住宅の供給に努めることが望まれます。

(4) たつの市の役割

本計画の目標の実現に向けて、市民や関係団体、事業者等に対し、本計画を周知します。

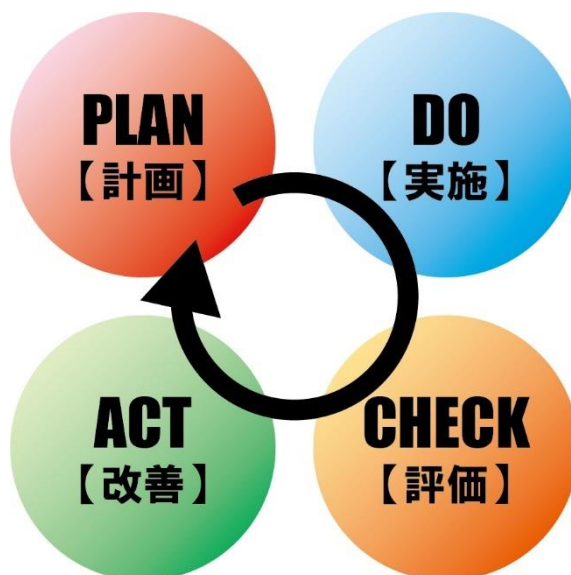
本計画の内容は、市営住宅等の公的賃貸住宅にとどまらず、高齢者等の住まいへの支援、防災性や防犯性の向上など、幅広い分野にわたっていることから、庁内の連携を密にし、施策の展開に取り組めます。また、施策の推進に当たっては、国、県などの関係機関とも連携し、横断的かつ総合的な取組を推進します。

本計画を実現するため、施策内容の点検・改善策を協議する体制を確立します。

2 計画の推進

(1) P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進

【計画 (P L A N)】された7つの基本方針に基づく施策を【実施 (D O)】していく上で、その取組の進行状況を把握した上で【評価 (C H E C K)】し、必要に応じて【改善 (A C T)】を行いながら、P D C Aサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。



(2) 必要に応じた見直しの実施

社会情勢が大きく変化し、それに伴う新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じた計画の見直しを進めていきます。

参考資料

1 アンケートの概要

○アンケートの目的

「たつの市住宅マスタープラン」を見直し、「たつの市住生活基本計画」を策定するに当たり、市民の居住する住宅に関する現在の状況やその評価、また地域の住環境に対する評価等について調査を行い、新計画づくりの参考とすることを目的としています。

○アンケートの内容

- ・ 家族及び住宅の状況
- ・ 住宅・地域の住環境に対する評価

○調査対象者

- ・ 令和4年10月1日現在の住民基本台帳登録者より抽出しています。
- ・ 地域（龍野地域、新宮地域、揖保川地域、御津地域）ごとに、現在の人口比率とほぼ同等の比率になるよう配分しています。

■地域別配布数

地域	人口※	比率	配布数	比率
龍野地域	39,714	53.3%	1,010	51.0%
新宮地域	13,270	17.8%	497	25.1%
揖保川地域	11,520	15.5%	287	14.5%
御津地域	10,013	13.4%	186	9.4%
合計	74,517	100.0%	1,980	100.0%

※令和4年3月末 住民基本台帳

○アンケートの回収状況

- ・ 回収数は1,009件で、回収率が51.0%となり、配布数の半数を超える結果となっています。
- ・ 地域別には、御津地域と龍野地域で50%を上回り特に高い回収率となっています。

■地域別回収数

地域	配布数	回収数	回収率
龍野地域	1,010	529	52.4%
新宮地域	497	238	47.9%
揖保川地域	287	138	48.1%
御津地域	186	98	52.7%
無回答	-	6	-
合計	1,980	1,009	51.0%

○備考

- ・ 表及びグラフ中の数値は、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない場合があります。

2 アンケート調査結果

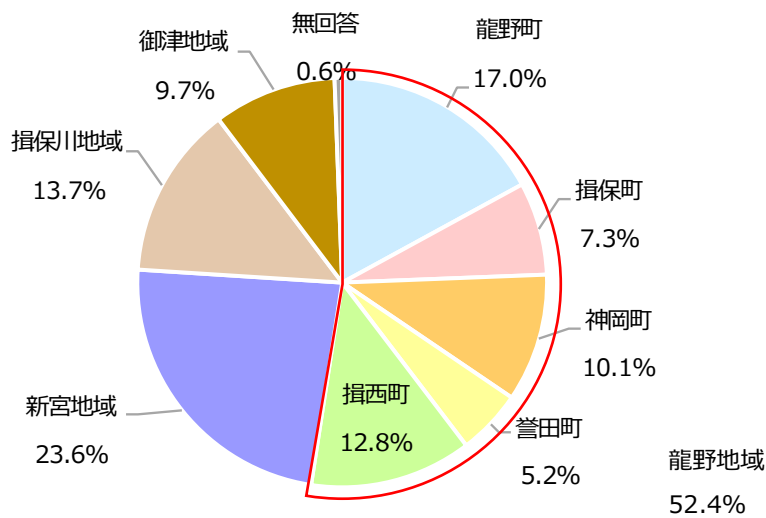
(1) 回答者の属性

① 居住地

回答者の居住地は、地域としては「龍野地域」が52.4%と全体の半数を超えていて、その中では「龍野町」の割合が高くなっています。次いで「新宮地域」が23.6%、「揖保川地域」が13.7%と続いています。

■居住地

地域名	町名	件数	%
龍野地域		529	52.4
	龍野町	172	17.0
	揖保町	74	7.3
	神岡町	102	10.1
	誉田町	52	5.2
揖西町	129	12.8	
新宮地域	新宮町	238	23.6
揖保川地域	揖保川町	138	13.7
御津地域	御津町	98	9.7
無回答		6	0.6
全体		1,009	100



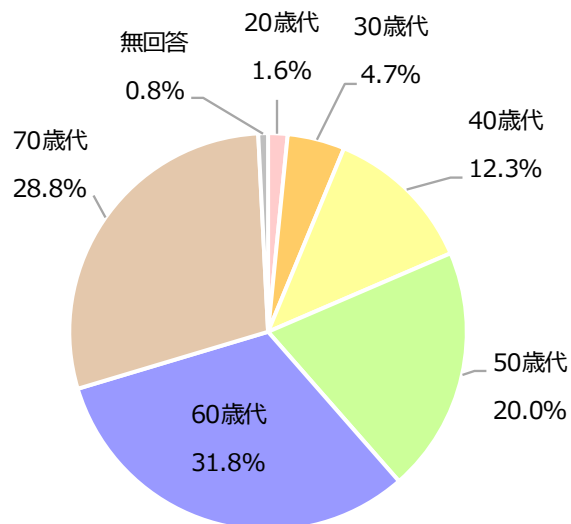
② 世帯主の年齢

世帯主の年齢は、「60歳代」の割合が最も高く31.8%、「70歳代」が28.8%と60歳以上の高齢者が約6割を占めています。また、「50歳代」は2割、「40歳代」が1割強、「30歳以下」は6.3%と若年層ほど割合が低くなっています。

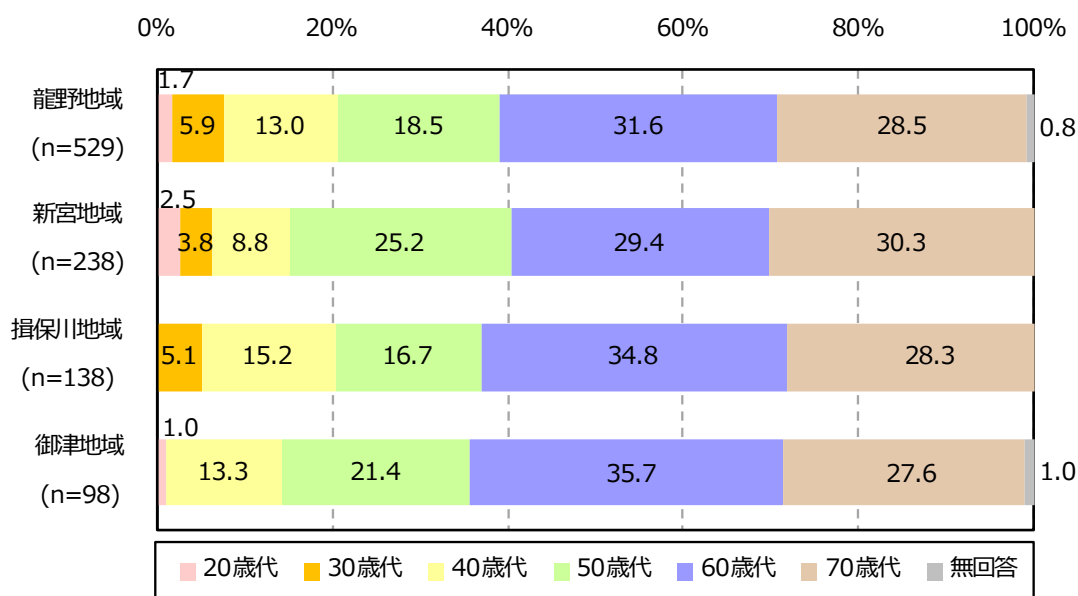
地域別の割合では大きな差はありませんが、龍野町と揖保川町では「40歳代以下」の若い層が2割を超えて、他の地域よりもやや高くなっています。

■ 世帯主の年齢

	件数	%
1) 19歳以下	0	0.0
2) 20歳代	16	1.6
3) 30歳代	47	4.7
4) 40歳代	124	12.3
5) 50歳代	202	20.0
6) 60歳代	321	31.8
7) 70歳代	291	28.8
8) 無回答	8	0.8
全体	1,009	100



■ 地域別世帯主の年齢



③ 世帯人数

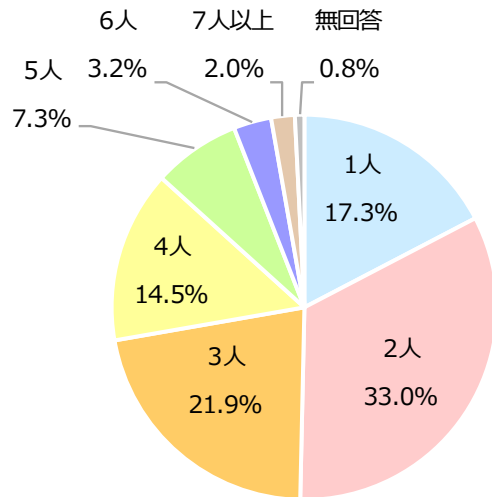
世帯人数は、「2人」が33.0%と全体の1/3に及んでいます。次いで「3人」が21.9%、「1人」が17.3%と「1～3人」までで7割を占めていて、少人数世帯の割合が高くなっています。一方で、「5人以上」の多人数世帯は、12.5%と1割強となっています。

地域別に見ると、地域による差はあまり見られないものの、御津地域では「1人」の割合が2割近くと他の地域よりもやや高くなっています。

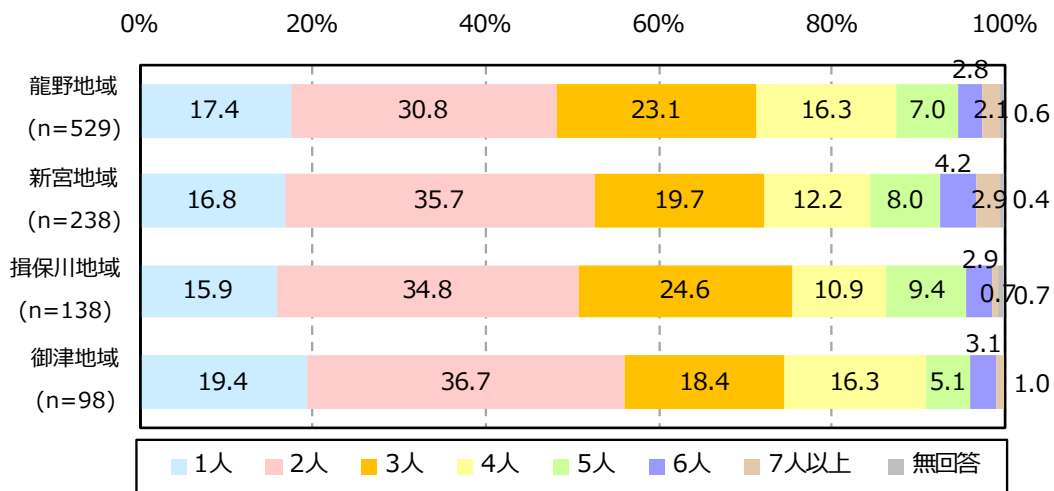
世帯主の年代別に見ると、60・70歳代では、世帯人数「2人まで」の世帯が半数を超えています。一方、50歳代では「3人」世帯、20～40歳代では「4人」世帯の割合が高く、更に「5人以上」の多人数世帯も2割を超えているのが特徴的です。

■世帯人数

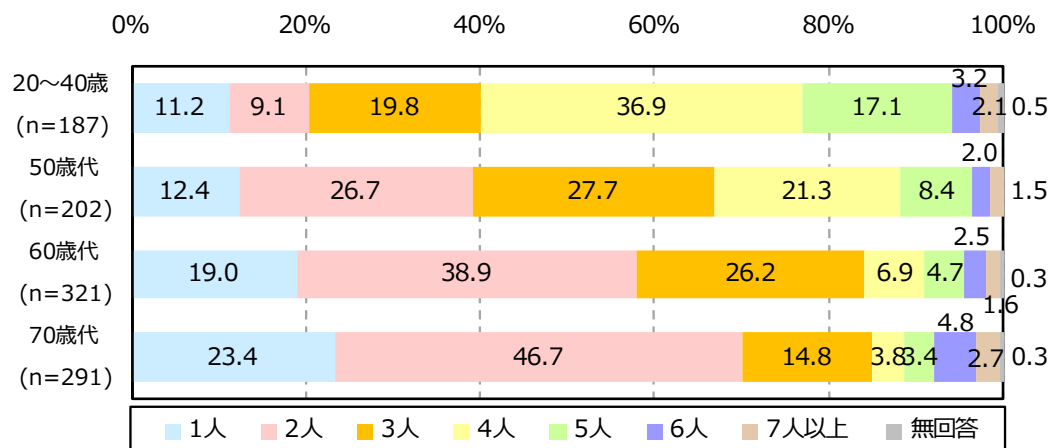
	件数	%
1) 1人	175	17.3
2) 2人	333	33.0
3) 3人	221	21.9
4) 4人	146	14.5
5) 5人	74	7.3
6) 6人	32	3.2
7) 7人以上	20	2.0
8) 無回答	8	0.8
全体	1,009	100



■地域別世帯人数



■世帯主の年代別世帯人数



④ 家族構成

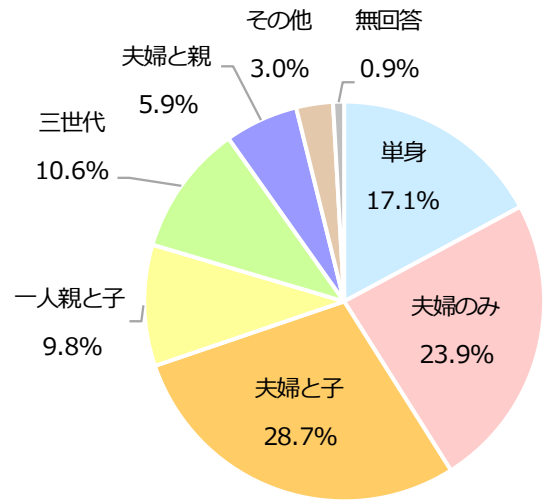
家族構成は、「夫婦と子」が28.7%、「夫婦のみ」が23.9%と、この2項目で全体の半数を占めています。次いで、「単身」が17.1%と2割近くを占めています。また、「三世代」が10.6%と1割強となっているのが特徴的です。

地域別に見ると、新宮地域と龍野地域、揖保川地域において、「三世代」の割合がそれぞれ12.6%、11.2%、10.1%と特に高くなっています。

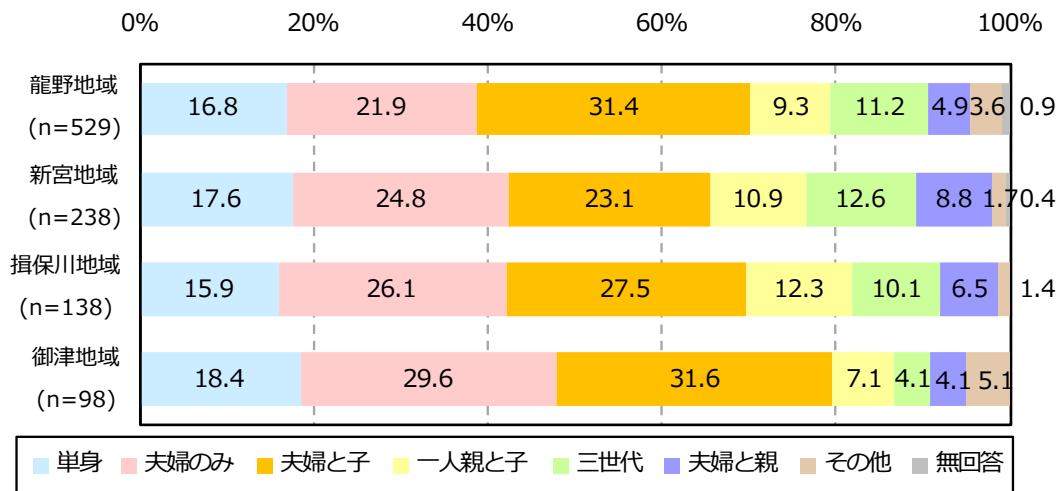
世帯主の年代別に見ると、60・70歳代では、「単身」と「夫婦のみ」の世帯割合が半数を超えています。また、20～40歳代では「夫婦と子」あるいは「一人親と子」の核家族世帯が7割を占めています。

■ 家族構成

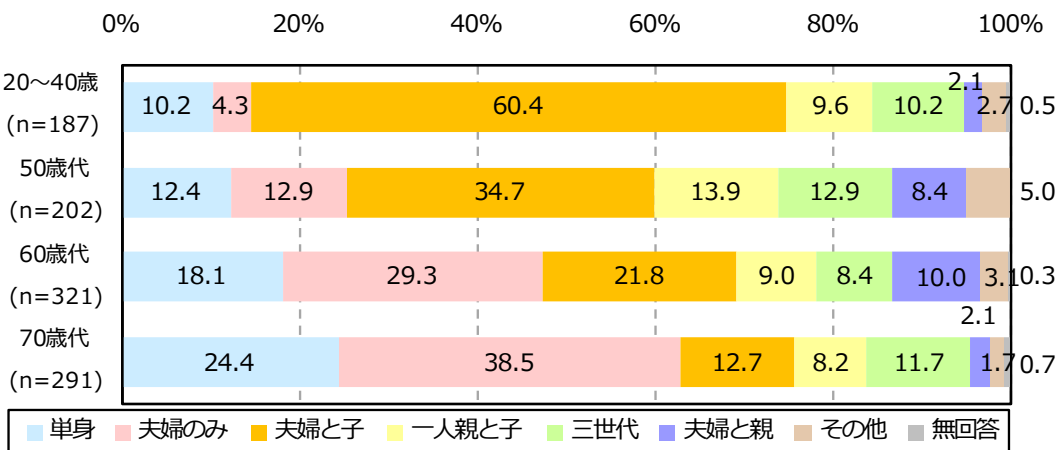
	件数	%
1) 単身	173	17.1
2) 夫婦のみ	241	23.9
3) 夫婦と子	290	28.7
4) 一人親と子	99	9.8
5) 親と子と孫（三世代）	107	10.6
6) 夫婦と親	60	5.9
7) その他	30	3.0
8) 無回答	9	0.9
全体	1,009	100



■ 地域別家族構成



■ 世帯主の年代別家族構成



⑤ 世帯主の居住年数

世帯主の居住年数は、「30年以上」が56.5%と、長期間住み続けている世帯が半数を占めています。

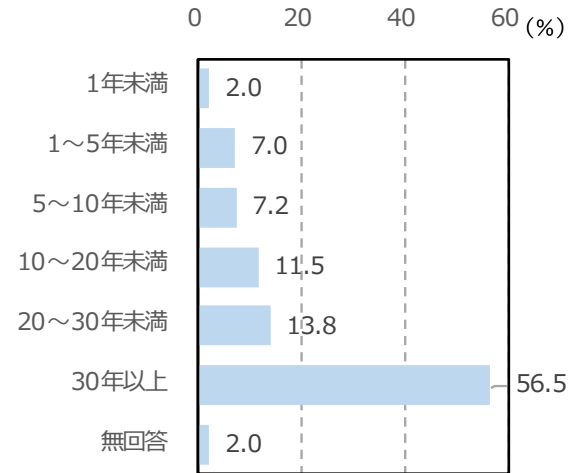
また、「10年未満」と居住期間が比較的短い世帯は、合わせると16.2%となっています。

地域別には大きな差はなく、どの地域でも「30年以上」が大半を占めています。

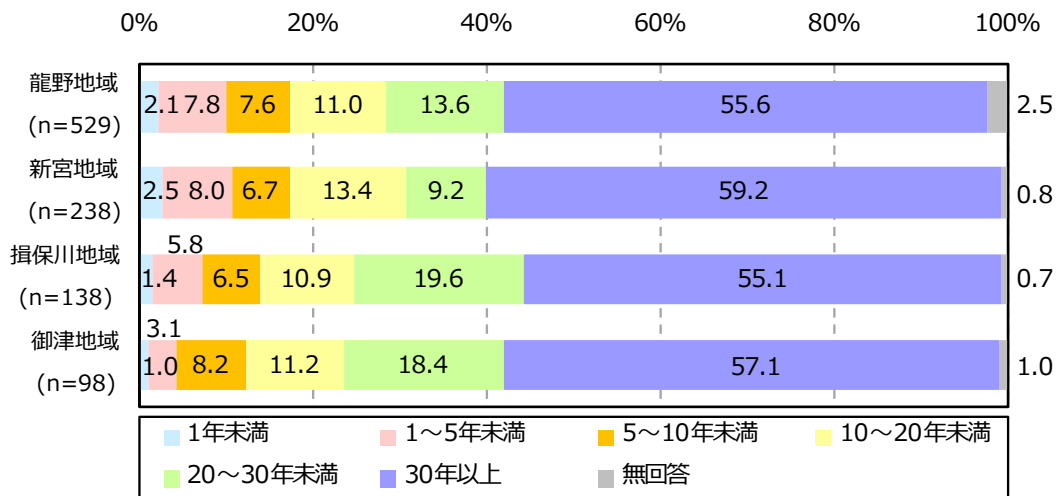
世帯主の年代別に見ると、60・70歳代では、「30年以上」が7割を超えています。一方、20～40歳代では「10年未満」までが5割を占めています。

■世帯主の居住年数

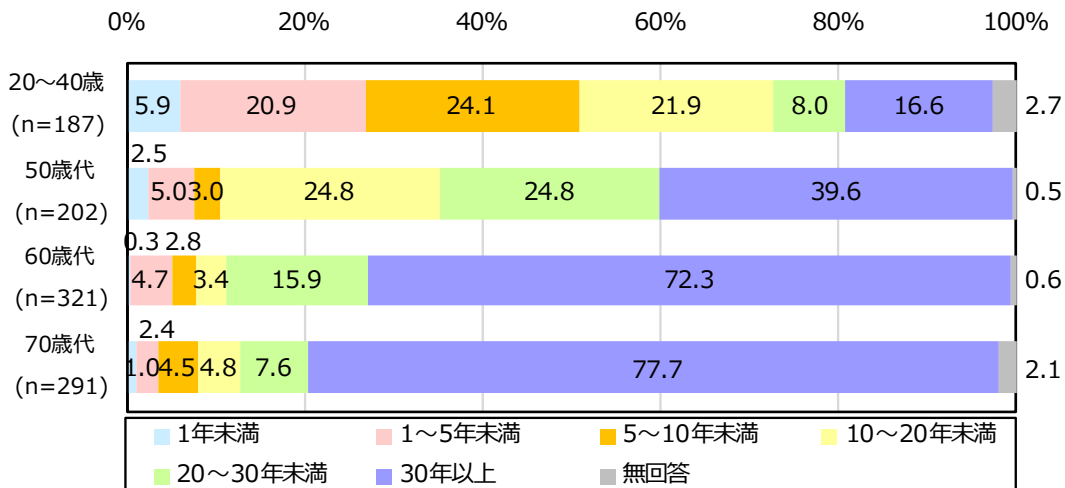
	件数	%
1) 1年未満	20	2.0
2) 1～5年未満	71	7.0
3) 5～10年未満	73	7.2
4) 10～20年未満	116	11.5
5) 20～30年未満	139	13.8
6) 30年以上	570	56.5
7) 無回答	20	2.0
全体	1,009	100



■地域別居住年数



■世帯主の年代別居住年数



⑥ 未成年・高齢者・障害者の有無 <複数回答>

家族の中に「18歳未満」の年少者のいる世帯は20.4%、「65歳以上」の高齢者がいる世帯は57.4%と、この差はかなり大きく、高齢者のいる世帯は年少者のいる世帯の約2.9倍となっています。

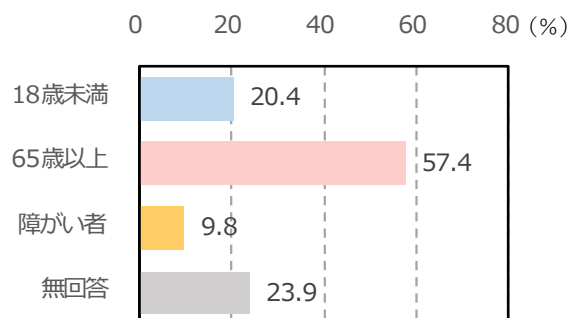
また、「障害者」の割合は9.8%となっています。

地域別に見ると、「65歳以上」の割合は大きな差はなく、どの地域でも6割前後となっています。「18歳未満」の割合は、御津町で13.3%と他の3地域よりも低くなっています。

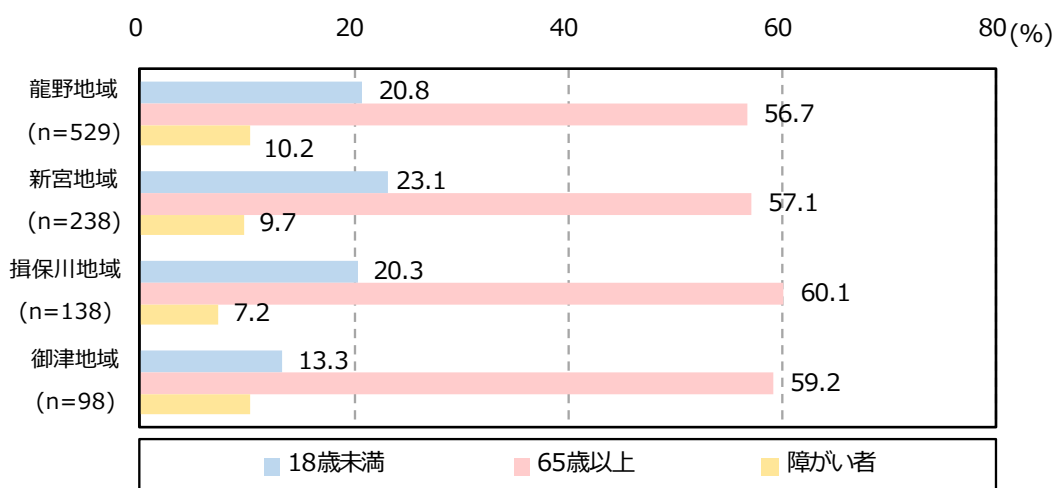
家族類型別では、夫婦のみの世帯で「65歳以上」の割合が特に高く、高齢夫婦世帯が多い事が分かります。

■ 未成年・高齢者・障がい者の有無

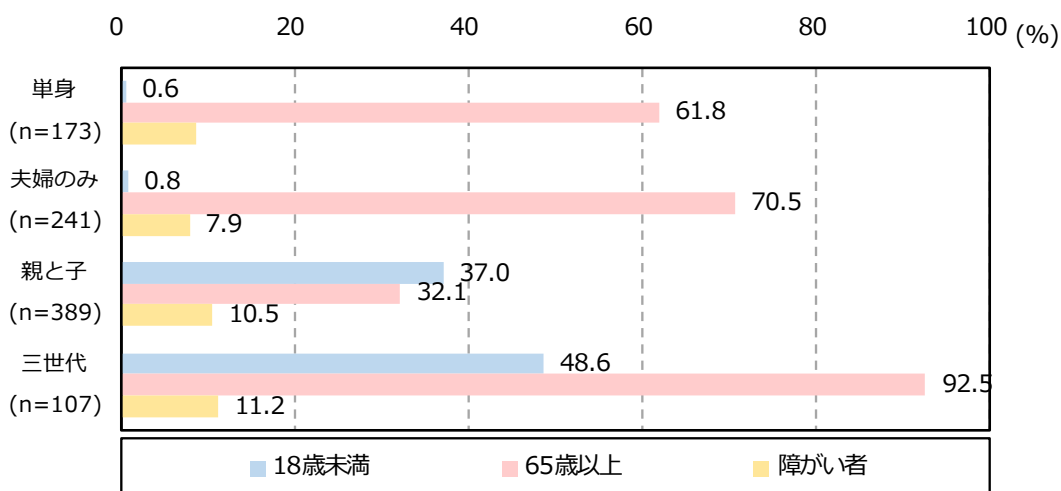
	件数	%
1) 18歳未満	206	20.4
2) 65歳以上	579	57.4
3) 障がい者	99	9.8
4) 無回答	241	23.9
全体	1,009	-



■ 地域別未成年・高齢者等の割合



■ 家族類型別未成年・高齢者等の割合



(2) 住宅・住環境

① 建築時期

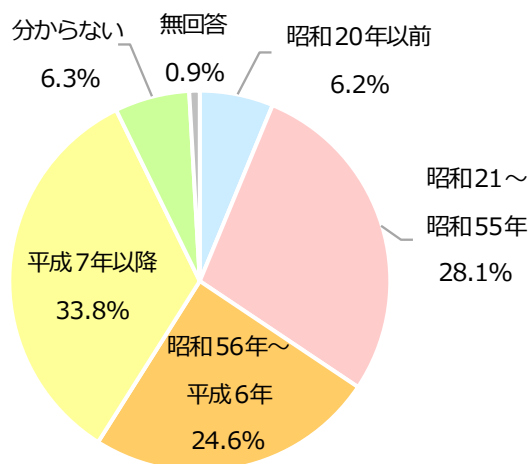
住宅の建築時期は、「平成7年以降」の新しい住宅が33.8%と全体の1/3を占めています。また「昭和56年～平成6年」の住宅が24.6%となっていて、これらを合わせると、新耐震基準の住宅が58.4%と6割近くにのぼります。

一方で、「昭和55年以前」の住宅が34.4%と、3割を超えています。

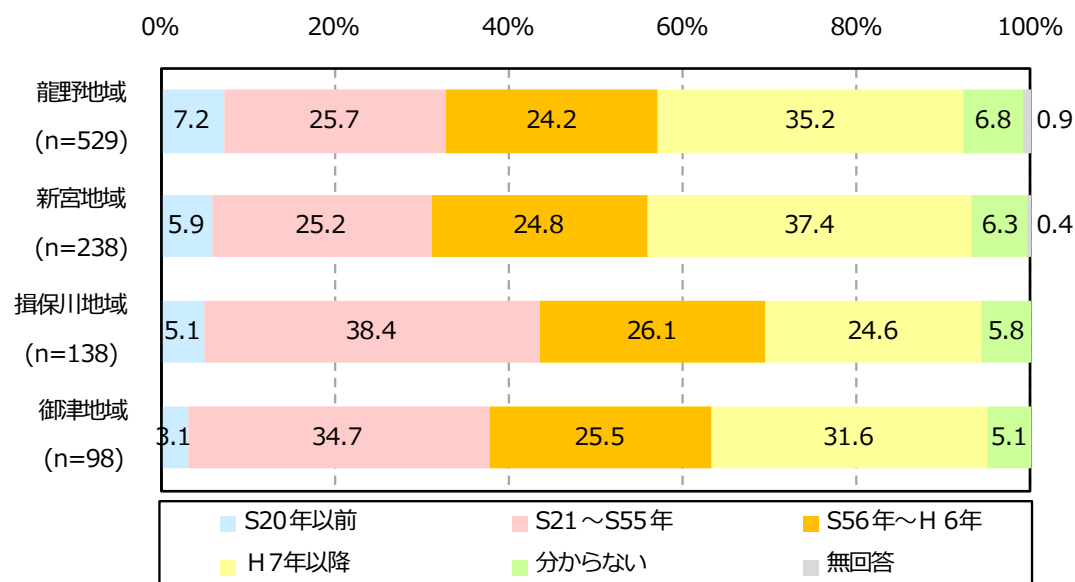
地域別に見ると、龍野地域と新宮地域において、「平成7年以降」の割合がそれぞれ35.2%、37.4%と高く、新しい住宅の割合がやや高くなっています。また、揖保川地域は、「昭和21～昭和55年」の割合が38.4%と古い住宅の割合が高くなっています。

■ 建築時期

	件数	%
1) 昭和20年以前	63	6.2
2) 昭和21～昭和55年	284	28.1
3) 昭和56年～平成6年	248	24.6
4) 平成7年以降	341	33.8
5) 分からない	64	6.3
6) 無回答	9	0.9
全体	1,009	100



■ 地域別建築時期

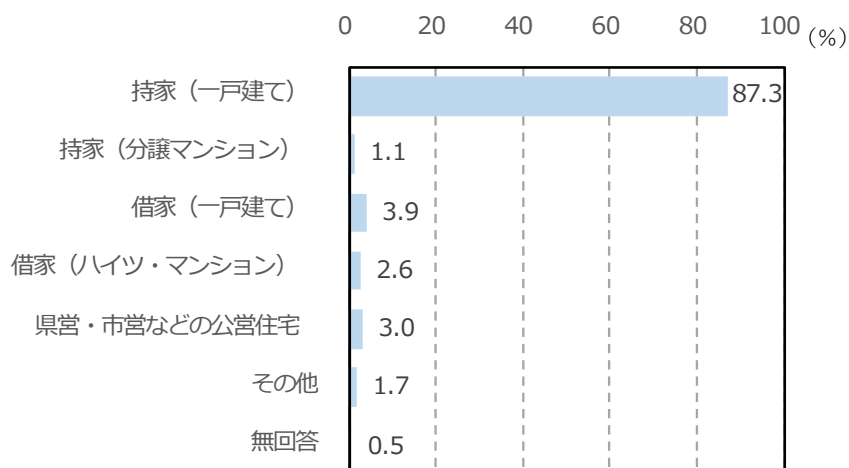


② 住宅の種類

住宅の種類は、「持家（一戸建て）」が87.3%と、圧倒的に多くなっています。

■住宅の種類

	件数	%
1) 持家（一戸建て）	881	87.3
2) 持家（分譲マンション）	11	1.1
3) 借家（一戸建て）	39	3.9
4) 借家（ハイツ・マンション）	26	2.6
5) 県営・市営などの公営住宅	30	3.0
6) その他	17	1.7
7) 無回答	5	0.5
全体	1,009	100

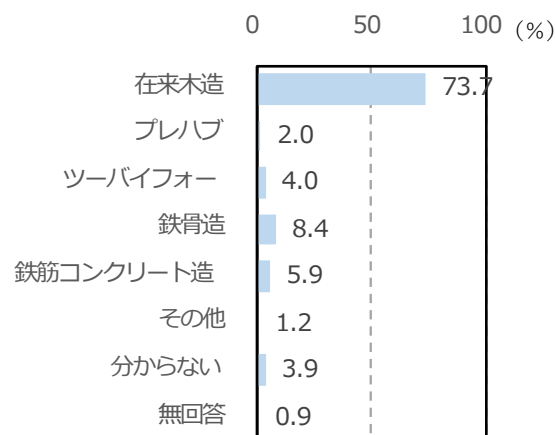


③ 住宅の構造

住宅の構造は、「在来木造」が73.7%と際立っており、前問の住宅の種類と合わせると、在来木造の一戸建てが大部分を占めています。

■住宅の構造

	件数	%
1) 在来木造	744	73.7
2) プレハブ	20	2.0
3) ツーバイフォー	40	4.0
4) 鉄骨造	85	8.4
5) 鉄筋コンクリート造	60	5.9
6) その他	12	1.2
7) 分からない	39	3.9
8) 無回答	9	0.9
全体	1,009	100

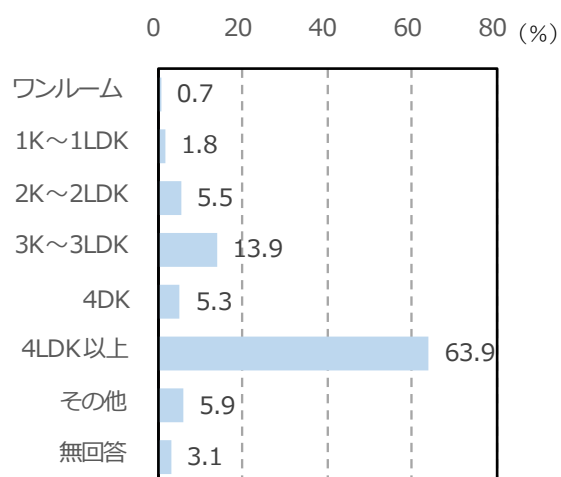


④ 住宅の間取り

住宅の間取りは、「4LDK以上」が63.9%と大半を占め、部屋数の多さを示しています。

■住宅の間取り

	件数	%
1) ワンルーム	7	0.7
2) 1K~1LDK	18	1.8
3) 2K~2LDK	55	5.5
4) 3K~3LDK	140	13.9
5) 4DK	53	5.3
6) 4LDK以上	645	63.9
7) その他	60	5.9
8) 無回答	31	3.1
全体	1,009	100



⑤ 住宅の性能に関する満足度

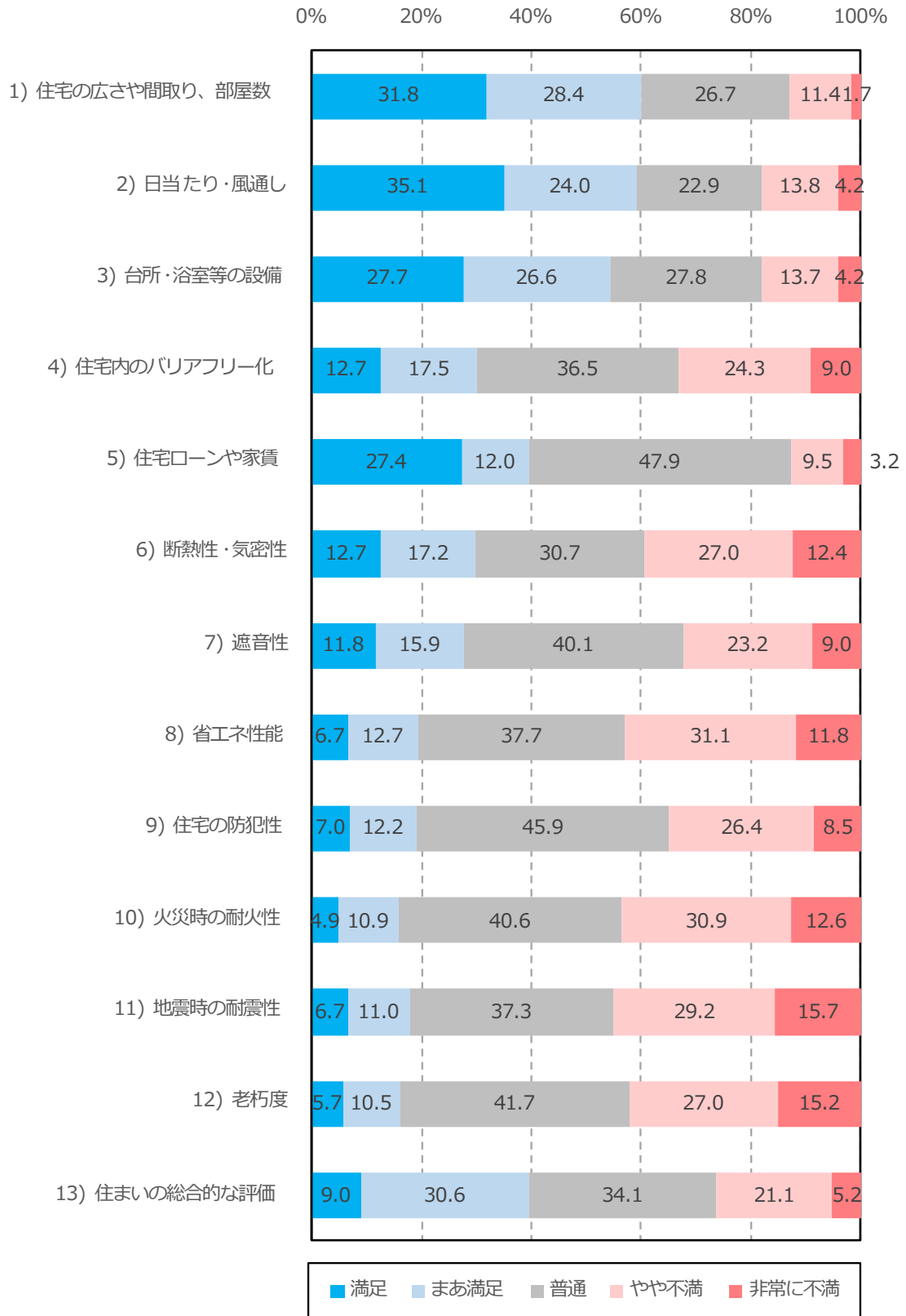
住宅の性能に関して、「① 住宅の広さや間取り、部屋数」「② 日当たり・風通し」「③ 台所・浴室等の設備」の3項目に関しては、「満足」と「まあ満足」を合わせると5割を超えていて、満足度が高くなっています。

一方で、「⑧ 省エネ性能」「⑩ 火災時の耐火性」「⑪ 地震時の耐震性」「⑫ 老朽度」の4項目に関しては、「やや不満」と「非常に不満」を合わせると4割を超えて、満足度が低くなっています。

■住宅の性能に関する満足度

		全 体	満足	まあ満足	普通	やや不満	非常に不満
1) 住宅の広さや間取り、部屋数	件数	991	315	281	265	113	17
	%	100.0	31.8	28.4	26.7	11.4	1.7
2) 日当たり・風通し	件数	1004	352	241	230	139	42
	%	100.0	35.1	24.0	22.9	13.8	4.2
3) 台所・浴室等の設備	件数	1000	277	266	278	137	42
	%	100.0	27.7	26.6	27.8	13.7	4.2
4) 住宅内のバリアフリー化	件数	977	124	171	357	237	88
	%	100.0	12.7	17.5	36.5	24.3	9.0
5) 住宅ローンや家賃	件数	723	198	87	346	69	23
	%	100.0	27.4	12.0	47.9	9.5	3.2
6) 断熱性・気密性	件数	993	126	171	305	268	123
	%	100.0	12.7	17.2	30.7	27.0	12.4
7) 遮音性	件数	990	117	157	397	230	89
	%	100.0	11.8	15.9	40.1	23.2	9.0
8) 省エネ性能	件数	984	66	125	371	306	116
	%	100.0	6.7	12.7	37.7	31.1	11.8
9) 住宅の防犯性	件数	989	69	121	454	261	84
	%	100.0	7.0	12.2	45.9	26.4	8.5
10) 火災時の耐火性	件数	990	49	108	402	306	125
	%	100.0	4.9	10.9	40.6	30.9	12.6
11) 地震時の耐震性	件数	996	67	110	372	291	156
	%	100.0	6.7	11.0	37.3	29.2	15.7
12) 老朽度	件数	983	56	103	410	265	149
	%	100.0	5.7	10.5	41.7	27.0	15.2
13) 住まいの総合的な評価	件数	989	89	303	337	209	51
	%	100.0	9.0	30.6	34.1	21.1	5.2

■住宅の性能に関する満足度

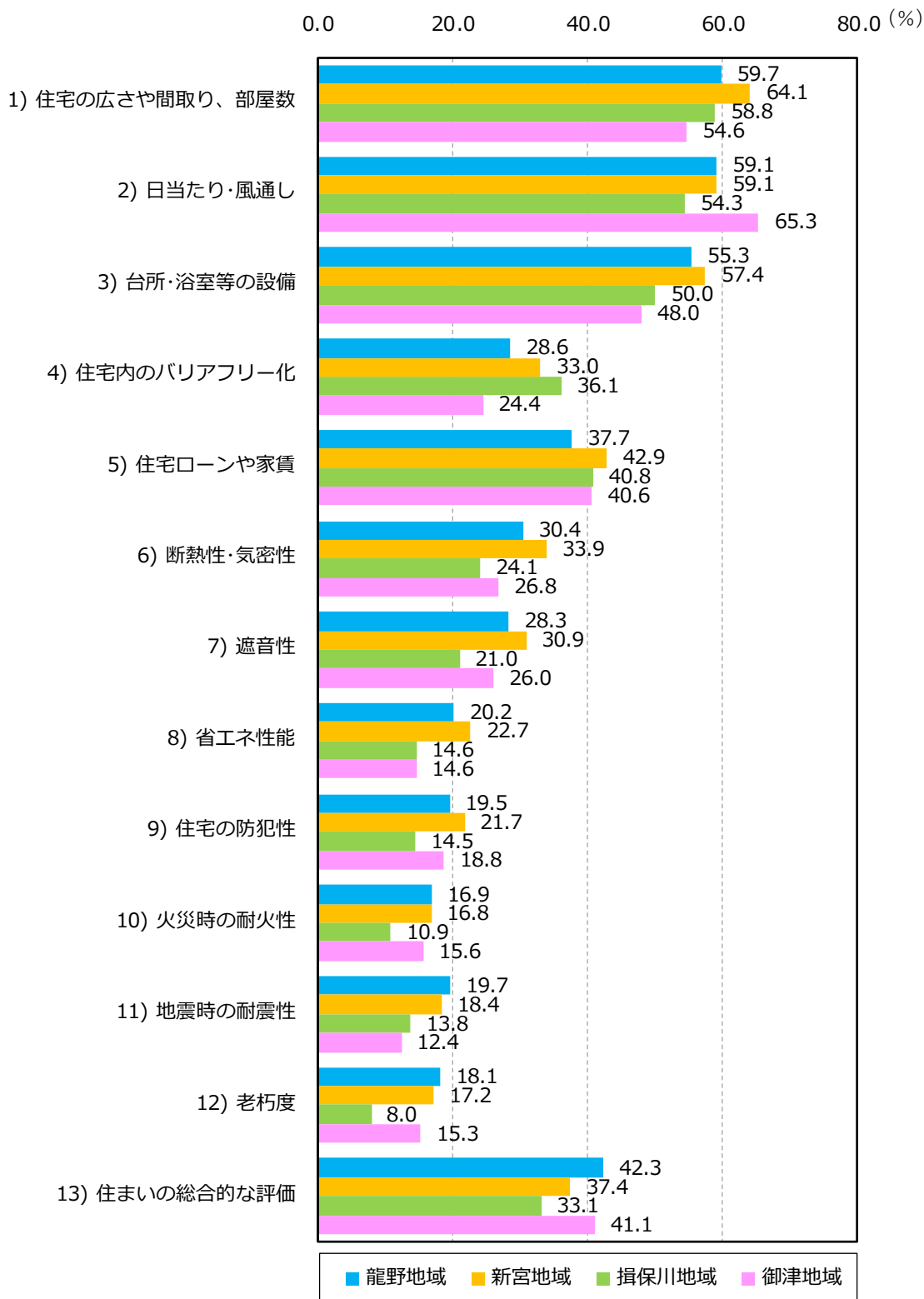


満足率（満足+まあ満足の割合）を地域別にみると、新宮地域では、満足率が4地域の中で最も高い項目が12項目のうち7項目と多くなっていますが、総合的な評価の満足率は3番目となっています。

満足率が4地域の中で最も低い項目についてみると、揖保川地域が6項目、御津地域が5項目と2地区の満足率が低くなっています。

住まいの総合的な評価については、龍野地域の満足率が最も高くなっています。

■ 地域別住宅の性能に関する満足率（満足+まあ満足の割合）



⑥ 地域の住環境に関する満足度

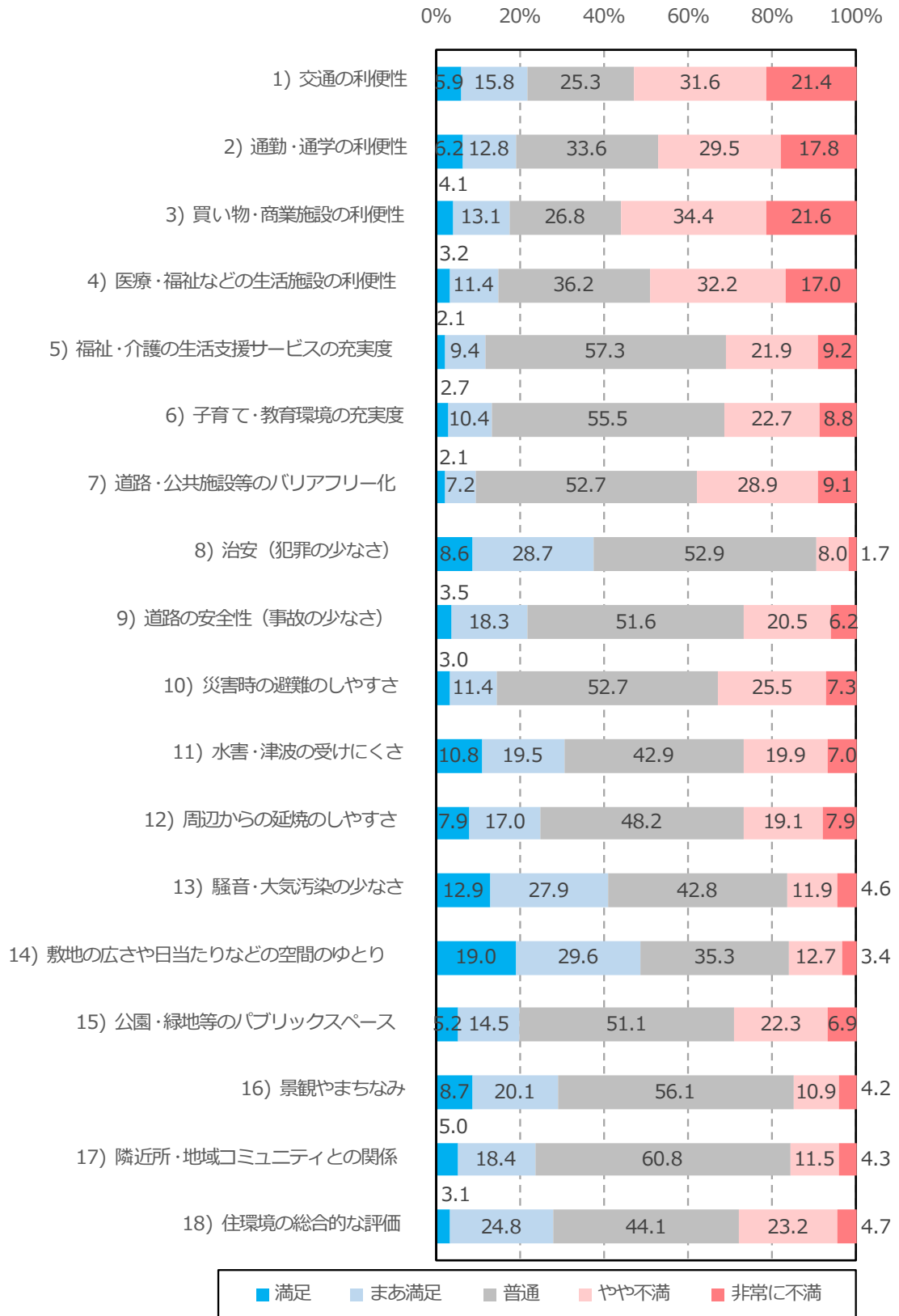
地域の住環境に関する満足度について、「⑬ 騒音・大気汚染の少なさ」「⑭ 敷地の広さや日当たりなどの空間のゆとり」に関しては、「満足」と「まあ満足」を合わせると4割を超えていて、満足度が高くなっています。

一方で、「① 交通の利便性」「② 通勤・通学の利便性」「③ 買い物・商業施設の利便性」「④ 医療・福祉などの生活施設の利便性」の4項目では、「やや不満」と「非常に不満」を合わせると4～5割となり、満足度が低くなっています。

■地域の住環境に関する満足度

		全 体	満足	まあ満足	普通	やや不満	非常に不満
1) 交通の利便性	件数	998	59	158	252	315	214
	%	100.0	5.9	15.8	25.3	31.6	21.4
2) 通勤・通学の利便性	件数	975	60	125	328	288	174
	%	100.0	6.2	12.8	33.6	29.5	17.8
3) 買い物・商業施設の利便性	件数	997	41	131	267	343	215
	%	100.0	4.1	13.1	26.8	34.4	21.6
4) 医療・福祉などの生活施設の利便性	件数	992	32	113	359	319	169
	%	100.0	3.2	11.4	36.2	32.2	17.0
5) 福祉・介護の生活支援サービスの充実度	件数	963	20	91	552	211	89
	%	100.0	2.1	9.4	57.3	21.9	9.2
6) 子育て・教育環境の充実度	件数	943	25	98	523	214	83
	%	100.0	2.7	10.4	55.5	22.7	8.8
7) 道路・公共施設等のバリアフリー化	件数	978	21	70	515	283	89
	%	100.0	2.1	7.2	52.7	28.9	9.1
8) 治安（犯罪の少なさ）	件数	996	86	286	527	80	17
	%	100.0	8.6	28.7	52.9	8.0	1.7
9) 道路の安全性（事故の少なさ）	件数	985	34	180	508	202	61
	%	100.0	3.5	18.3	51.6	20.5	6.2
10) 災害時の避難のしやすさ	件数	987	30	113	520	252	72
	%	100.0	3.0	11.4	52.7	25.5	7.3
11) 水害・津波の受けにくさ	件数	987	107	192	423	196	69
	%	100.0	10.8	19.5	42.9	19.9	7.0
12) 周辺からの延焼のしやすさ	件数	991	78	168	478	189	78
	%	100.0	7.9	17.0	48.2	19.1	7.9
13) 騒音・大気汚染の少なさ	件数	994	128	277	425	118	46
	%	100.0	12.9	27.9	42.8	11.9	4.6
14) 敷地の広さや日当たりなどの空間のゆとり	件数	995	189	295	351	126	34
	%	100.0	19.0	29.6	35.3	12.7	3.4
15) 公園・緑地等のパブリックスペース	件数	991	52	144	506	221	68
	%	100.0	5.2	14.5	51.1	22.3	6.9
16) 景観やまちなみ	件数	994	86	200	558	108	42
	%	100.0	8.7	20.1	56.1	10.9	4.2
17) 隣近所・地域コミュニティとの関係	件数	999	50	184	607	115	43
	%	100.0	5.0	18.4	60.8	11.5	4.3
18) 住環境の総合的な評価	件数	998	31	248	440	232	47
	%	100.0	3.1	24.8	44.1	23.2	4.7

■地域の住環境に関する満足度



満足率（満足+まあ満足の割合）を地域別にみると、龍野地域では、満足率が4地域の中で最も高い項目が17項目のうち6項目と多くっており、総合的な評価についても満足率が最も高くなっています。

満足率が4地域の中で最も低い項目については、揖保川地域が17項目中7項目、御津地域も7項目と2地区の満足率が低くなっています。

■地域別地域の住環境に関する満足率（満足+まあ満足の割合）

